

平成 28 年度第 2 回 豊中市総合計画審議会

【日時】平成 28 年（2016 年）10 月 4 日（火）18 時 00 分～

【場所】豊中市役所第二庁舎 3 階大会議室

次 第

○前回のふりかえり

1. 専門部会の委員について

2. 第 4 次総合計画基本構想（素案）について

3. その他

<今後の日程>

【審議会】

○第 3 回：11 月 22 日（火）18 時～（豊中市役所） 答申案の審議

○第 4 回：平成 29 年 1 月 31 日（火）18 時～

基本構想（素案）の答申、基本計画（素案）の諮問

【第 1 専門部会】

○平成 29 年 2 月 11 日（土）10 時～

○平成 29 年 2 月 21 日（火）10 時～

○平成 29 年 3 月 21 日（火）10 時～

【第 2 専門部会】

○平成 29 年 2 月 9 日（木）18 時～

○平成 29 年 2 月 23 日（木）18 時～

○平成 29 年 3 月 28 日（火）10 時～

<資料>

- 【資料 1】平成 28 年度豊中市総合計画審議会 第 1 回会議議事要旨
- 【資料 2】総合計画審議会 専門部会の設置について
- 【参考 1】第 2 回総合計画審議会 補足資料
- 【参考 2】中期行財政運営方針
- 「第 4 次豊中市総合計画」表紙イラスト募集のチラシ

平成 28 年度 豊中市総合計画審議会 第 1 回会議 議事要旨 (案)

日 時	平成 28 年 (2016 年) 9 月 20 日 (火) 10 時 00 分～12 時 00 分
場 所	豊中市役所第二庁舎 3 階大会議室
出席者	赤井委員、赤尾委員、加藤委員、國定委員、宗前委員、大澤委員、廣瀬 (淳) 委員、廣瀬 (史) 委員 計 8 名
欠席者	齊藤委員 計 1 名
事務局	豊中市企画調整課：足立、福山、糸井、榎本、上野
傍聴者	14 名
案 件	1. 会長の選出について 2. 第 4 次総合計画基本構想 (素案) の諮問について 3. 総合計画の策定スケジュールについて 4. 専門部会の設置について 5. 第 4 次総合計画基本構想 (素案) について審議 6. その他
資 料	資料 1 「豊中市総合計画審議会に係る規則等について」 資料 2 「豊中市総合計画審議会 委員名簿」 資料 3 「第 4 次豊中市総合計画策定スケジュール (案)」 資料 4 「総合計画審議会 専門部会の設置について」 資料 5 「第 4 次豊中市総合計画基本構想 (素案)」 参考 1 「第 4 次豊中市総合計画基本構想 (素案) についての諮問書の写し」 参考 2 「市民フォーラムにおける『まちの将来像 (案)』への意見について」 参考 3 「総合計画等調整特別委員会における『第 4 次豊中市総合計画基本構想 (素案) への意見について』」

会 議 録 下記のとおり

●開会

●市長挨拶 (浅利市長)

●成立要件の確認

事務局

「豊中市総合計画審議会規則」では成立要件として委員の過半数の出席を必要としております。本日は委員総数 9 名中、8 名の委員にご出席いただいておりますので、成立要件を満たしております。

●案件と資料について

事務局

(案件と資料について説明)

●審議会説明、会議の公開について確認、委員紹介、事務局紹介

事務局

(資料 1、資料 2 に基づき説明及び紹介)

●「1. 会長の選出について」

(豊中市総合計画審議会規則の第 6 条第 2 項の規定により、会長を委員の互選により決定)

会長・・・加藤委員

(豊中市総合計画審議会規則の第 6 条第 4 項の規定により、会長職務代理者を会長の指名によ

り決定)

会長職務代理・・・赤尾委員

●「2. 第4次総合計画基本構想（素案）の諮問について」

会長

それでは続きまして、案件「2. 第4次総合計画基本構想（素案）の諮問について」に移りたいと思います。では、浅利市長から当審議会に諮問を受けたいと思います。

浅利市長

（諮問）

●「3. 総合計画の策定スケジュールについて」

会長

では、続きまして案件「3. 総合計画の策定スケジュールについて」に移りたいと思います。まず事務局からご説明を受けたいと思います。

事務局

（資料3「総合計画の策定スケジュールについて」説明）

会長

事務局からスケジュールについてご説明いただきましたけれども、これに関してご質問ございましたらお伺いしたいと思います。

委員

特になし

●「4. 専門部会の設置について」

会長

続きまして案件「4. 専門部会の設置について」に移ります。では、事務局からご説明お願いします。

事務局

（資料4「総合計画審議会 専門部会の設置について」説明）

会長

事務局より専門部会についてご説明いただきましたが、ご質問等ございますでしょうか。

委員

専門部会は1回だけの開催予定なのでしょうか。増える可能性もあるのでしょうか。

事務局

専門部会は1回を予定していますが、検討の対象範囲が広いこともありますので、審議の進展具合によっては2回、3回となる可能性もあると考えております。

会長

対象範囲が広い分、議論をすれば時間を要することになると思いますが、各部会とも臨機応変に審議していただきたいと思います。そのほかいかがでしょうか。

委員

資料4によりますと、「専門部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する」となっていますが、委員が立候補することはできるのでしょうか。また、委員が両部会に参加することも可能なのでしょうか。

事務局

会長とのご相談になるのですが、両部会にご参加いただけるということでしたら対応させていただきますと思います。

会長

基本的に専門部会はテーマを決めて個別に集中的により深く議論する場だと認識しております。専門部会だけではなく本審議会もごございますので、そこでも議論ができる体制とはなっておりますが、両部会に入っただけということであれば、それを妨げることはないとは私と考えております。

●「5. 第4次総合計画基本構想（素案）について（審議）」

会長

案件「5. 第4次総合計画基本構想（素案）について（審議）」に入っていきたいと思えます。事務局、ご説明をお願いします。

事務局

（資料5「第4次豊中市総合計画基本構想（素案）」説明）

会長

「第4次豊中市総合計画基本構想（素案）」は事務局が一年ほどかけて考えていただいたもので、膨大な資料となっております。本審議会においては、基本構想については2回ほど議論の時間をもちたいと考えております。基本構想についてご意見質問等があればお願い致します。

委員

第1章の計画のフレームワークについて教えていただきたいのですが、p.4「3. 分野別計画との関係」とありますが、総合計画の下に位置づけられている分野別計画はどれくらいあるのでしょうか。また、それら分野別計画は総合計画とどの程度、整合がとれているか教えて下さい。

会長

総合計画において、基本構想と整合がとれているのか、基本計画とも整合がとれているのか、2つのレベルの問題があるかと思いますが、事務局いかがでしょうか。追って資料等が必要であれば、次回でも結構です。

事務局

次回、整理してお示しさせていただければと思います。
図のデザインに関しましても、検討させていただきます。

委員

整理していただく際には、一例でも結構ですので、それほど負担のかからないかたちで整理していただければと思います。総合計画は市民の変化をアウトカム指標で進捗管理を行っていくというのがここ10年くらいの流れだと思いますが、総合計画は役所の計画でもあり、予算配分など、お金の使いみちのガイドラインにもなるものだという側面があります。アウトカム指標を重視しすぎると、役所としての経営計画としての意味合いが薄まる可能性がありますので、分野別計画など具体的な現場での動きと上位計画である総合計画との間にずれを生じさせないためにも、計画間の整合をとっておく必要があると感じましたので、ご質問させていただきました。

会長

基本構想は10年間は変えないということですので、自ずと大きな考え方や表現にならざるを得ないのですが、基本計画については来年、下位の計画についても参照しながら、時間をかけて審議していけたらと思いますので、よろしくお願ひ致します。その他いかがでしょうか。

委員

p.4に分野別計画が示されていますが、豊中市として分野別計画の優先順位はどのように考えているのか、そこに豊中市ならではの考え方が表現されるとおもしろいと思います。分野別計画を横並びに扱うのか、優先順位をつけていくのか。プライオリティを意識しながら、審議できると良いと思います。

事務局

優先順位をつけるかどうかに関しましては基本計画の中での議論になるかと思いますが、基本計画の中では、重点施策やリーディング事業などを考えていけたらと思っております。

委員

p.22「みらい創造都市」という言葉がでてきますが、「創造都市」をどのように理解し、定義されているのか教えてください。

事務局

ご指摘により、「創造都市」という言葉をきちんと理解せずに使っていた面もあったかと思ひます。事務局としましては、次期総合計画は、次世代の豊中市の基礎となる取組みに着手していくものではないかと考えておりました、次の豊中市の礎をつくるという意味合いで「創造都市」という言葉を使っております。ですので、学術的な「創造都市」とは少し違った意味合いだと思っております。

委員

「創造都市」「クリエイティブシティ」というとグローバルに使われている概念です。日本では同志社大学の佐々木雅幸教授が「創造都市」について業績をお持ちですので、次回でも構ひませんので、佐々木雅幸教授の業績について参考にしながら、「創造都市」という概念がどういった経緯で登場したのか、また豊中市として「創造都市」という言葉にどういった意味を込めたいのか、そのあたりを明確にしたら良いのではないかとと思ひます。

会長

貴重なご指摘ありがとうございます。

委員

事業を行うにはどうしてもお金が必要になってきます。税金をどこから捻出するのか、そこを考えておく必要があると思ひます。皆さんご承知の通り、日本の人口ピラミッドは逆三角形に近いかたちをしています。10年、20年先はその傾向がもっと強くなるのは明らかです。こうした状況は豊中市も同じです。人口を増やしていくといっても誰を増やすべきなのか。高齢者は社会保障費などがどうしても高くなってしまふので、増やすのであれば働く世代、労働人口だと思ひます。働き、何かを創造していける、そういった世代が増えないことには、活性化にはつながらないのではないのでしょうか。

専門家の話によれば、健康で長生きをするためには働くことが重要なようです。生涯現役で夢をもって仕事をしている人は高齢であっても、元気で長生きする人が多いということが統計的に明らかになっているようです。反対に定年で仕事をリタイアして遊ぶ人は病気になりやすいということです。豊中市としても高齢者が病気にならないようにする取組みも重要だと思ひます。

総合計画などを策定するにあたっては、どのような人口構成を想定して計画するのかという点が重要な意味を持ちます。健全な財政状況の中で、適切な事業を行っていくためには、企業をどんどん誘致して、働く人口を増やしていくというのが大事な視点だと思ひます。

会長

一億総活躍社会を迎え、委員のご指摘はまさしくその通りだと思います。一般的に女性の寿命が男性よりも長いのは、健康志向が高いというのはもちろん、家事という仕事があるというのも大きな要因となっていると思います。

そのほかご意見等はございませんか。

委員

総合計画は大きな計画なので、細かいところまでは記載できないのは仕方のないことだと思います。ただ、ある一定程度は豊中市らしさを表現していくことは重要だと考えます。私からは3点ございます。

まず、全国の他の自治体と比べて、豊中市らしさがどのようなところにあるのかというところが現状分析の段階でもう少し明らかになっていた方がイメージしやすいのではないかと思います。また10年前と比べて、豊中市にどういった変化が起こっているのか、そしてこれから先、どういった変化が予想でき、どういった方向性でまちづくりを進めていくのか、そのときに他の自治体との違い、つまり豊中市らしさをどう捉えてどう動いていくのか、そういったところが明確に示されていると、読み手に対し、よりイメージとして伝わるのではないかと思います。もちろんすでにたくさんのデータをお示しいただいているのですが、他の自治体と比較してどうなのかといったデータがもう少しあると良いのかなと思います。防災など他の自治体とはあまり違いの現れない部分もあるとは思いますが、施設整備や人口構造など、他市と比べて特徴的な違いがある部分というのを示せば良いと思います。

2点目は財政に関してなのですが、p.20にも記述がありますが、10年前とどう変わって、今後10年を見据えてどうやっていきたいのかというのがもう少し書けるのではないかと思います。財政は将来世代との関係が大きいので、将来世代の負担がこの10年でどれだけ減少したのか、このまま減少を続けられるのか、あるいは増えていくのか。そのあたりの記述を厚くしてはどうかと思います。財政状況がこの10年でどう変わり、この先の10年でどう変わる予定なのかというところを表現できると良いと思います。

3点目は豊中市の中に着目したときに、地域ごとに課題が違ふと思いますので、地域ごとの所得格差が過去10年でどう変わったのかというのが分かることと議論の参考になるように思います。実際、計画内に地域ごとの違いを書くのはあまり得策ではないと考えますが、所得格差が縮まったのか、あるいは拡大したのかということが分かること、今後どこに負担を求めていくのか、税を使うのか、サービスを使うのか、あるいはどこを切り詰め、どこに集中していくのかという部分において、議論がしやすいように思います。ターゲットや負担の求め先をどう設定し、どういう施策を講じていくべきなのかといった実際的な議論をしていくためにも、地域ごとの所得格差などのデータが参考になるように思います。

会長

施策体系のどこに位置づけていくのかということも含め、今後、議論が必要なように思います。所得格差をどう捉えるのかという考え方を基本構想に入れるのか入れないのか、そこも考えていかなければならないように思います。

委員

細かい政策をどうするのかといった議論は次の段階になるのだとは思いますが、今回の資料の中には地域の違いがどうなっているのかといったデータや情報が出ていなかったように思いますので、地域特性が明らかになれば、豊中市としてどこにお金を使っていくのが良いのかといった方向性が導きやすいと思いますので、可能な範囲で示していただければと思います。

会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

豊中らしさということで申しますと、p.26からの施策体系のところ「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」を一番目に出しているというのが豊中市らしさの現れだと考えています。豊中市に転入してくる世代としては45歳以下の若い世代が千里を中心に多く流入してきているという状況があります。子ども・若者が住みやすいようにしていきたいというのが

「豊中市まち・ひと・しごと総合戦略」の考え方もありますし、総合計画においても引き継いでいきたいとテーマだと考えています。

先程、委員からもご意見を頂戴しましたが、高齢者が増加していく中で、地域包括ケアという考え方もございますが、健康でいきいきと働き続けてもらうような体制を整えていくことも今回の総合計画における大きなテーマの1つだと捉えています。この点につきましては、豊中市らしさというより、全国的なテーマだと言えるかもしれませんが、豊中市としても重要なテーマとして取り扱っていきたいと考えております。

財政状況が10年前と比べてどうなっているのかということについてですが、非常事態宣言を出すなど非常に厳しい状況にあったのが平成16年に黒字転換し、この10年間は黒字を続けています。非常事態宣言も平成25年によりやく解除できました。しかし、平成16年頃は市としての貯金、いわゆる基金がほとんどなかった状況でしたので、これからは市有施設の再編などを通してより効率化を図っていくなど、基金を増やして財政基盤を整えるというのが財政面の大きなテーマだと認識しています。

所得格差についてのデータは今回お示していませんが、これまで豊中市は生活保護受給者数が他市に比べて少ない状況だったのですが、過去10～15年で他市並になっていますので、具体的な数字はお示しできませんが、所得格差は拡大傾向にあると言えるかと思えます。こうした状況も踏まえながら、今後、施策等についても検討していきたいと考えております。

会長

データとして出せるかどうかという問題はあると思いますが、国が所得格差の問題を請け負って、自治体が地域格差の問題を請け負うというのが、大きな動き方としてあると思えます。

委員

子育て関連の施策であれば市としてできることもあると思いますが、雇用の対策などは大阪府や大阪府が大きな役割を担うことになりますので、市としてできることが限られた中でどう動いていくのか、危機意識を持って取り組んでいく必要がある気がします。

会長

問題として認識できても、できることも限られているといった中で、どのような施策を講じ、取り組んでいくのか、考えていかなければならないように思います。所得格差は他市と比べてどの程度あるのかといったようなデータは取り出すことは可能なのでしょうか。

事務局

国のビッグデータを活用した地域経済分析システム、いわゆるリーサスでは地域別の所得は分析できますが、町丁別までの詳細なデータは取り出すことはできません。

委員

国勢調査でも把握できないのでしょうか。

事務局

国勢調査に関しましては、平成27年の最新の調査結果が速報値しか出ておらず、まだ確定値が公表されておりません。総合計画を策定する段階には公表されると思えますので、公表され次第、更新していくことを予定しています。

委員

では、豊中市の納税者や所得のデータなどはあるのでしょうか。

会長

可能であれば、次回にでもご用意いただければと思います。

事務局

検討いたします。

会長

ほかにご意見等ございますでしょうか。

委員

先程からも議題にあがっていますが、第3章～第4章あたりで豊中らしさを出せると良いと思います。豊中市は地域ごとカラーがあるまちですので、市民としても自分の住んでいる地域の課題や将来像が書かれている方が分かりやすいのではないのでしょうか。地域ごとのカラーが強いだけに、全体を一括りにするとぼんやりとしてしまうように思います。全体を一括りにした書き方をするのであれば、地域ごとの課題や将来像なども書き加えるなど、地域特性を活かした表現方法を検討してみてもいいのではないでしょうか。

事務局

地域ごとの特色を出してはどうかといったご意見は、特別委員会でもいただきました。豊中市では総合計画の策定と並行して都市計画マスタープランも作成しており、前回の都市計画マスタープランでは地区別の計画を作っています。今回の都市計画マスタープランにおいても、地域特性を見つめながら策定作業が進められており、総合計画においても基本計画の段階ではもう少し、地域に焦点をあてる構成にしていきたいと考えております。

会長

委員のご指摘は、おそらく基本構想に地域ごとの多文化共生やダイバーシティの考え方をいれるのか入れないのか、そういった議論になると思います。地域ごとの特性に応じた具体的な事業等については、基本計画レベルにはもちろん入ってくるのですが、この先10年を見据えた豊中市の基本構想としては、全体を一括りにするのではなく、地域特性を意識したコンセプトを持つておくべきではないかというご指摘だったように思います。

まちの将来像について私の意見も言わせていただきたいのですが、案1「みらい創造都市とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」は成長路線的な意味合いを含んでいるように感じます。案2「暮らし・夢・育み～明日がもっと楽しみまちとよなか～」は旧態依然とした富の再配分のイメージを抱いてしまいます。どちらもそれぞれの良さはありますが、個人的には案1の方が良いように思います。格差を是正しながらの成長路線というのが全国的な、あるいは世界的な方向性だと考えています。次回の審議会では4章、5章あたりを中心に議論を続けたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

委員

まちの将来像に向かってどうしていくかというのが大筋の考え方だと思いますが、第4章はボリューム的に薄いように感じますので、この部分を審議会での議論を通して厚くしていくべきではないかと思います。

また、p.24の図についてですが、この図で示されているように、施策大綱、施策体系などで書かれたことを積み上げることによってまちの将来像を実現するという考え方も分かりますが、まちの将来像の実現にむけての方策としての施策大綱や施策体系があるという考え方が基本であると考えています。そうしたことから、図の矢印が上向きになっていることが、個人的には少し違和感があります。

委員

総合計画は大きい計画ですので、網羅的にならざるを得ない部分がありますが、市民感覚では範囲が多岐にわたるぶん、プライオリティがないと分かりにくいように思います。総花的に書いていても、限られた財源と期間の中で、書いているすべてのことに対して取り組み、成果をあげることが可能なのかが見えてこないように思います。これから豊中市は何に重点を置いて、まちづくりを行っていくべきなのか。これについては今後、議論を重ねていく必要があるように思います。

会長

議論を重ねながら、総花的にならないようにしていかなければならないように思います。財政状況の変化なども考慮しながら、10年間きちんと機能するコンセプトを作って、審議会を進めていきたいと思ひます。ほかにご意見等はございませんでしょうか。

次回は第4章、第5章を中心に議論をしていきたいと思います。事務局には今回、ご指摘のあった資料、データについては次回、ご報告していただきたいと思います。では、本日の審議を終了させていただきます。

●「6. その他」

会長

では案件「6. その他」について、事務局からご説明お願い致します。

事務局

案件「6. その他」として、今後のスケジュール等について連絡事項がございます。
(今後のスケジュール等について説明)

会長

連絡事項についてご質問やご意見等はございませんでしょうか。

本日の審議はすべて終了いたしましたので、これをもちまして第1回豊中市総合計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

総合計画審議会 専門部会の設置について

1. 根拠

<豊中市総合計画審議会規則（抜粋）>

第8条 会長は、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

第9条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2. 目的

第4次豊中市総合計画前期基本計画を検討するにあたり、専門の事項について、迅速に調査審議する必要があるため設置する。

3. 専門部会（案）

総合計画基本構想(素案)の施策体系と施策推進に向けた取組みを2部会に分けて検討。

	第1専門部会	第2専門部会
検討項目	<ul style="list-style-type: none"> ○「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」 ○「安全に安心して暮らせるまちづくり」 ○「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」 	<ul style="list-style-type: none"> ○「活力ある快適なまちづくり」 ○施策推進に向けた取組み
部会員	加藤会長（部会長）	加藤会長（部会長）
	赤尾委員	赤井委員
	斉藤委員	國貞委員
	大澤委員	宗前委員
	廣瀬(淳)委員	廣瀬(史)委員

※審議会規則第8条第3項に基づき、会長は部会長となるため、両部会に所属する。

4. スケジュール

予定日	内容
平成29年1月	【総合計画審議会】 基本計画（素案）の諮問 ・全体の構成、リーディングプロジェクトなどの審議
2月・3月	【専門部会】 ・各章に関係のある市民活動団体との意見交換を予定（2月） ・各章、施策推進の取組みの具体的内容の審議（2月・3月）

第2回総合計画審議会

＜補足資料＞

分野別計画

- 約70の分野別計画を基に施策を実施
- 総合計画をはじめ、条例や国の計画等に基づき策定

◆第4次総合計画・施策体系別の分野別計画数

子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり	11
安全に安心して暮らせるまちづくり	12
活力ある快適なまちづくり	24
いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり	17
施策推進に向けた取組み	6

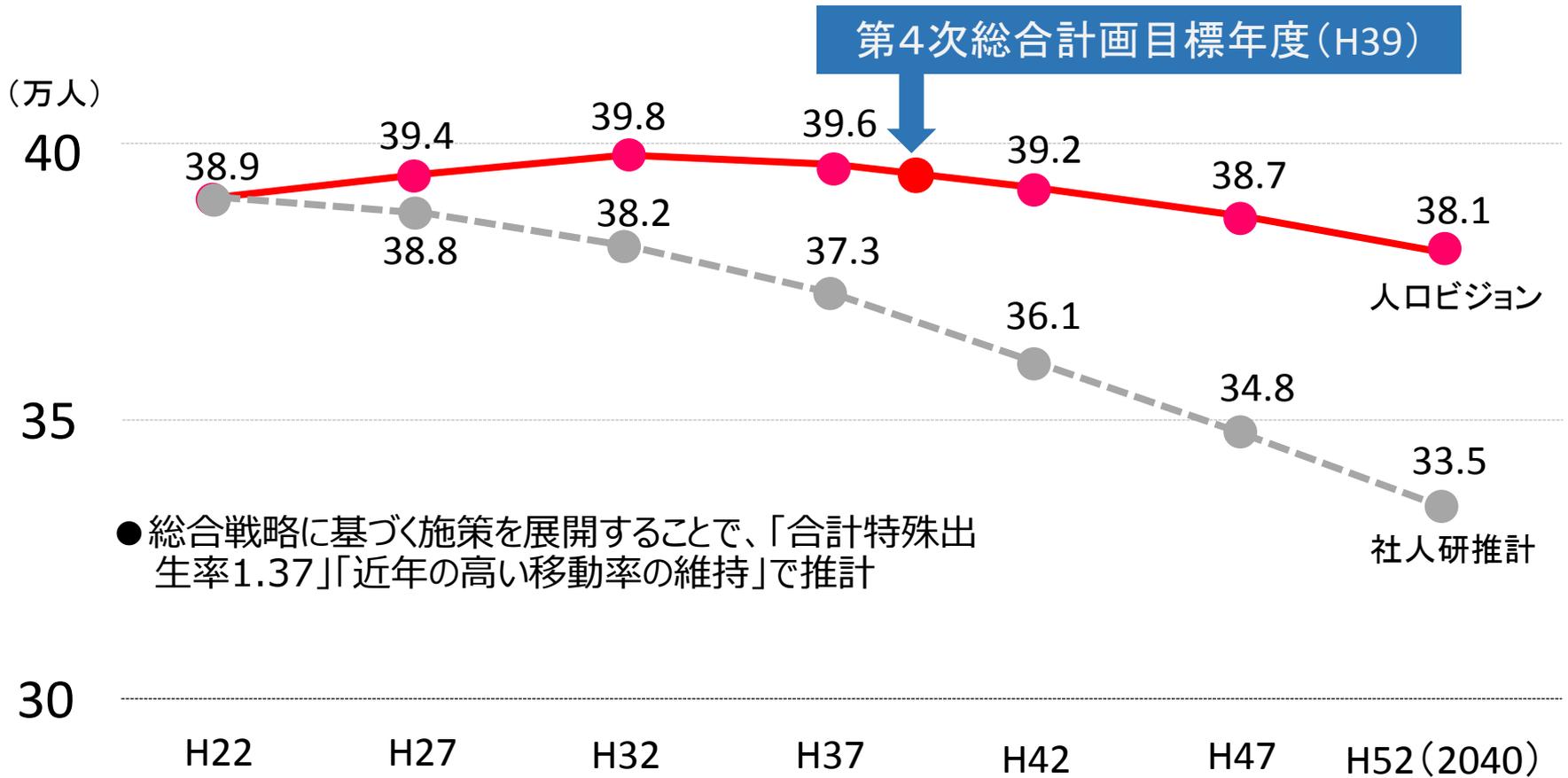
◆主な分野別計画

計画名	計画の概要	策定年度	計画期間	法律	総計	条例	その他
子育て・子育て支援行動計画	子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む地域社会の実現をめざし、地域や関係機関・団体、NPOなどと連携を図りながら、総合的な子育て・子育て支援施策の展開をめざす。また、小学校就学前の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容について定める。	平成26 (2014)	平成27 (2015) ～ 平成31 (2019)	○	○	○	
豊中市教育振興計画	「人とつながり、未来を拓く『学びの循環都市』をめざして」を基本理念とし、教育環境の整備や効果的な施策を計画的に実施するための計画であり、年度ごとの教育方針を定める際の指針となるもの。	平成21 (2009)	平成22 (2010) ～ 平成32 (2020)	○			
第3期豊中市地域福祉計画	高齢者・障害者・児童などさまざまな住民が、お互いに尊重し合いながら、安心して健康に暮らしていける地域の社会福祉の実現のために、住民・事業者・行政の協働とパートナーシップにより、総合的に取り組みを進めていく方向性を示すもの。	平成25 (2013)	平成26 (2014) ～ 平成30 (2018)	○	○	○	
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第6期)	高齢者の尊厳を守りながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防や健康づくりをはじめ、介護保険サービスの充実や在宅生活への支援、生きがいづくりなどの施策を計画的に進めるために3年ごとに策定する。	平成26 (2014)	平成27 (2015) ～ 平成29 (2017)	○	○		
地域防災計画	市域にかかる防災に関し、市の処理すべき事務・業務を中心として、防災関係機関等の処理すべき事務・業務、市民が果たすべき役割を含めた総合的かつ基本的な計画。総則・災害予防計画・災害応急対策計画・災害復旧計画で構成。	平成24 (2012) 改訂	-	○			
第2次豊中市環境基本計画	豊中市環境基本条例に基づき、市のめざす目標と施策の枠組みを明らかにし、市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに総合的・計画的に取り組むことを目的とするもの。	平成22 (2010)	平成23 (2011) ～ 平成32 (2020)		○	○	

計画名	計画の概要	策定年度	計画期間	法律	総計	条例	その他
都市計画 マスタープラン	市自ら定める都市計画の総合的な指針として、また市民主体のまちづくりの促進を図るため、都市計画の目標となる豊中市の望ましい都市像と長期的な都市整備の方針、その実現のための施策を総合的、体系的に示す。	平成11 (1999)	平成13 (2001) ～ 平成32 (2020)		○		○
中心市街地活性化 基本計画	商業等の活性化と市街地整備改善、まちづくりを一体的に推進するもので、「豊中都心ゾーン形成のための基本方向」等をふまえるととも、地域特性を活かしたまちづくりを住民主体で進めている阪急宝塚線豊中、岡町、曾根の3駅周辺地区と新たに産業振興・地域振興の可能性が膨らむ大阪国際空港に近い蛍池地区を加えて対象地区としている。	平成14 (2002)	-		○		
第2次豊中市 男女共同参画計画	誰もが性別にかかわらず政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を負う男女共同参画社会の実現に向けて、豊中市男女共同参画推進条例をふまえ、「人としての尊厳を守る」「男女共同参画の意識を育む」「女性のエンパワーメントを支援する」「あらゆる分野への男女共同参画を推進する」の4つの基本目標を掲げている。	平成23 (2011)	平成24 (2012) ～ 平成33 (2021)	○		○	
文化芸術 推進プラン	第3次総合計画が掲げる「市民文化の創造を支えるしくみづくり」及び基本方針の重点施策をより具体的かつ確実に推進するもの。	平成23 (2011)	平成24 (2012) ～ 平成32 (2020)		○	○	○
コミュニティ 基本方針	自治基本条例に規定する地域自治の実現に向けて地域コミュニティを活性化するために、将来像や基本原則、取組みの方向などを掲げている。	平成20 (2008)	-			○	
豊中市市有施設 有効活用計画	総合計画基本構想に基づき、市有施設の整備・管理運営・配置の最適化を図るため、市有施設の有効活用の進め方や方向性、推進体制等について定める。	平成23 (2011)	平成23 (2011) ～ 平成32 (2020)		○		

将来人口

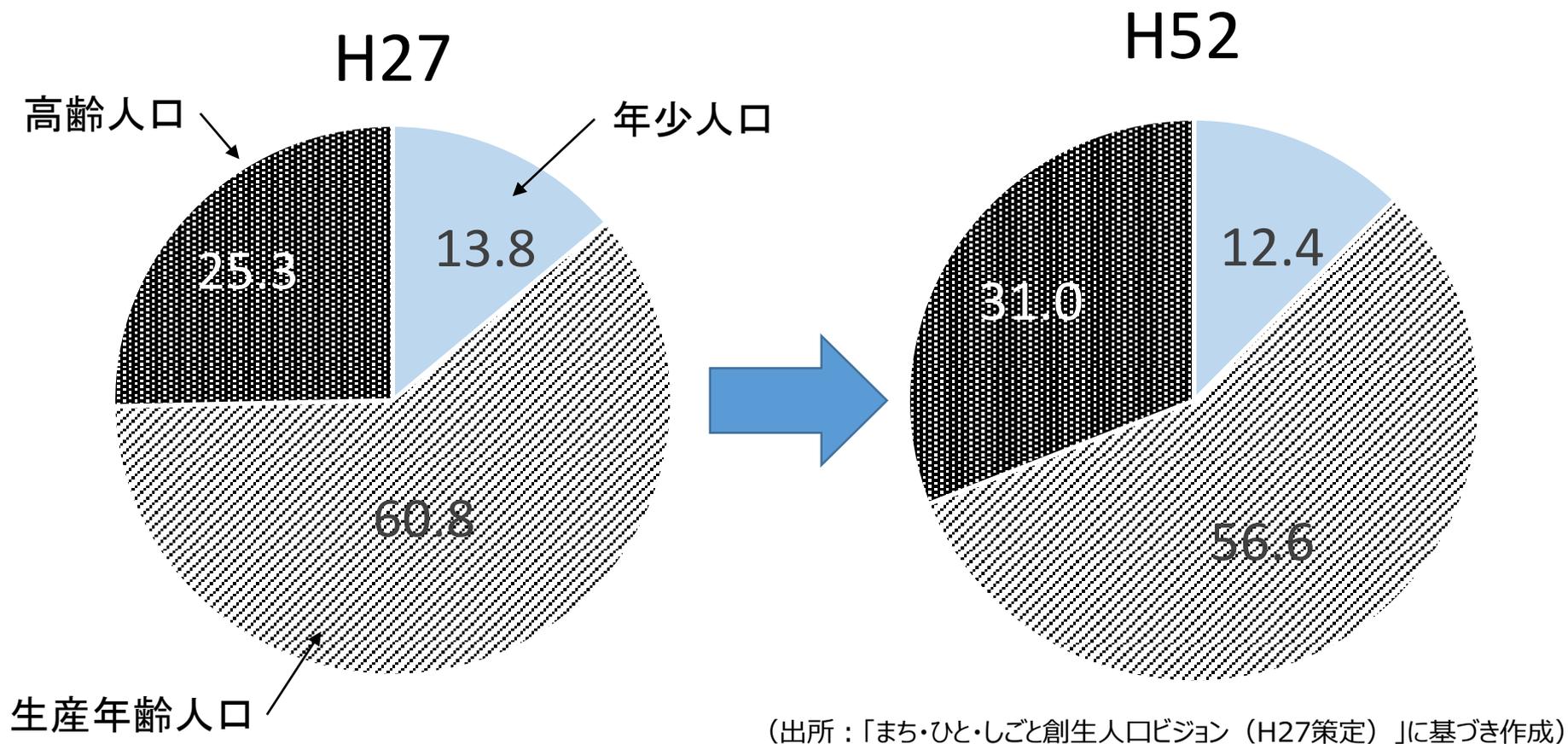
●H32をピークに減少に転じる



(出所:「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン (H27策定)」に基づき作成)

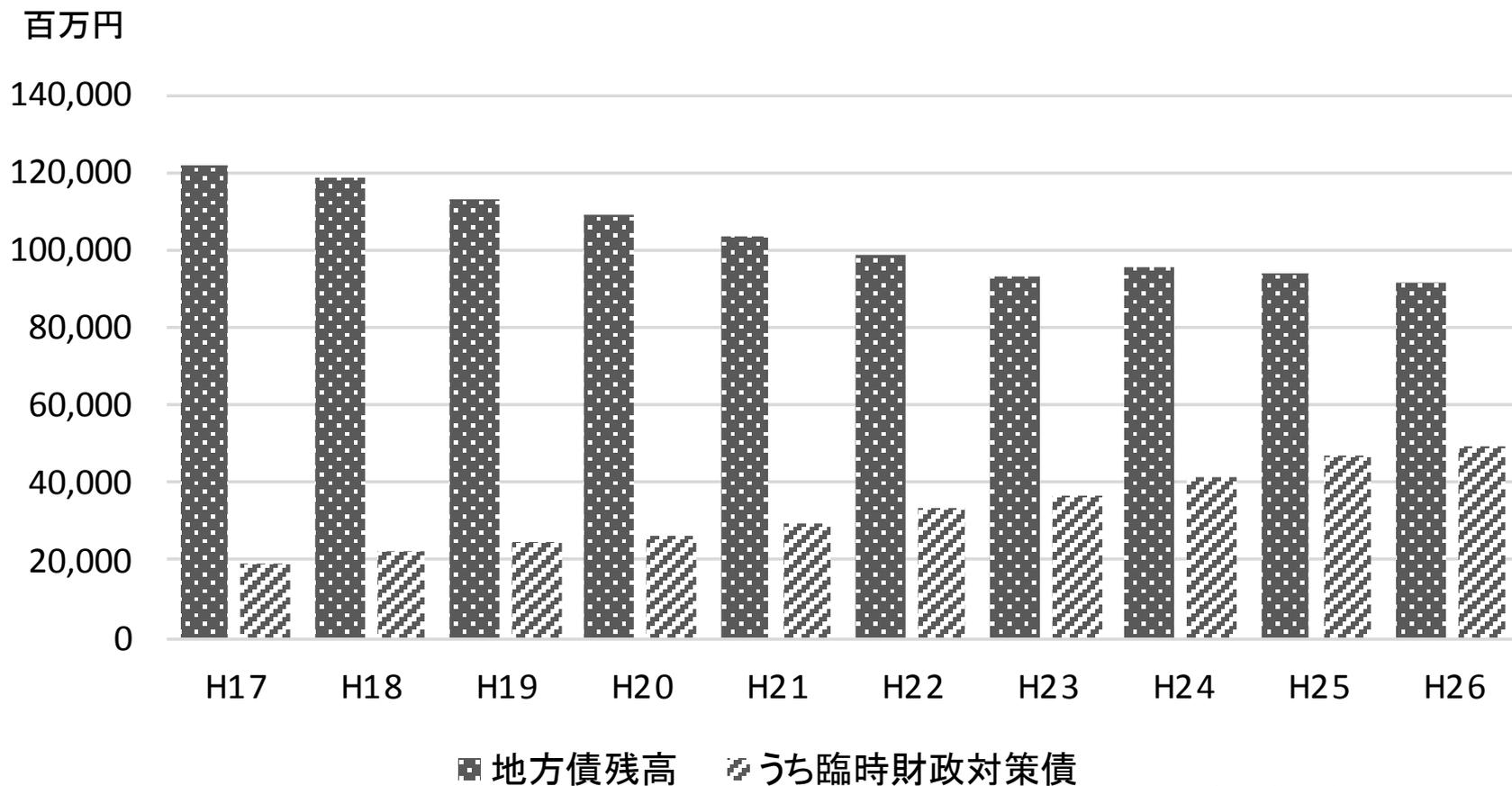
将来人口

● 少子高齢化、生産年齢人口の減少が進行



地方債残高

● 地方債全体は減少傾向（臨時財政対策債※は増加傾向）

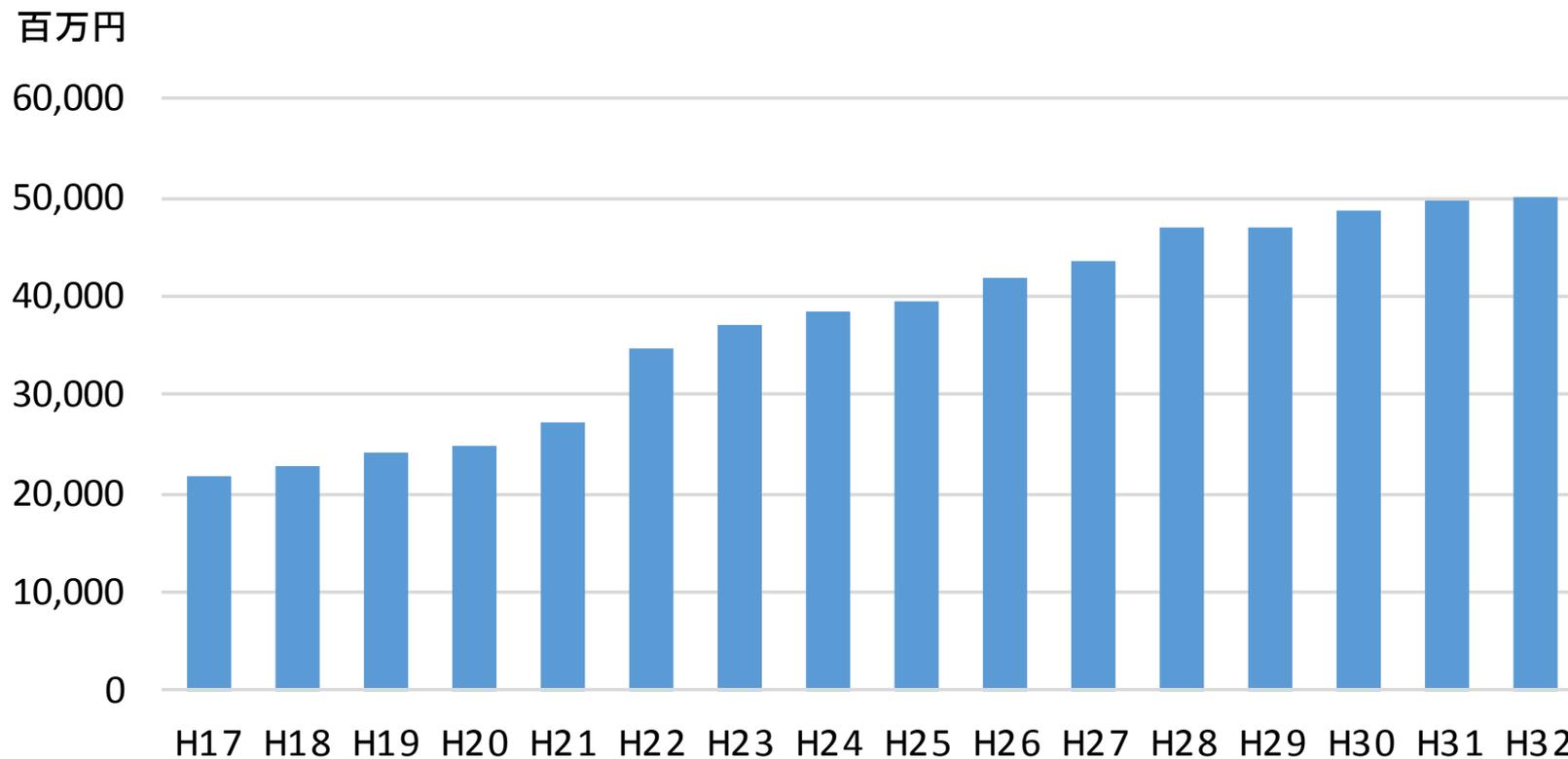


(出所:担当課データより作成)

※臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として起こしてきた地方債。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税で措置される

扶助費

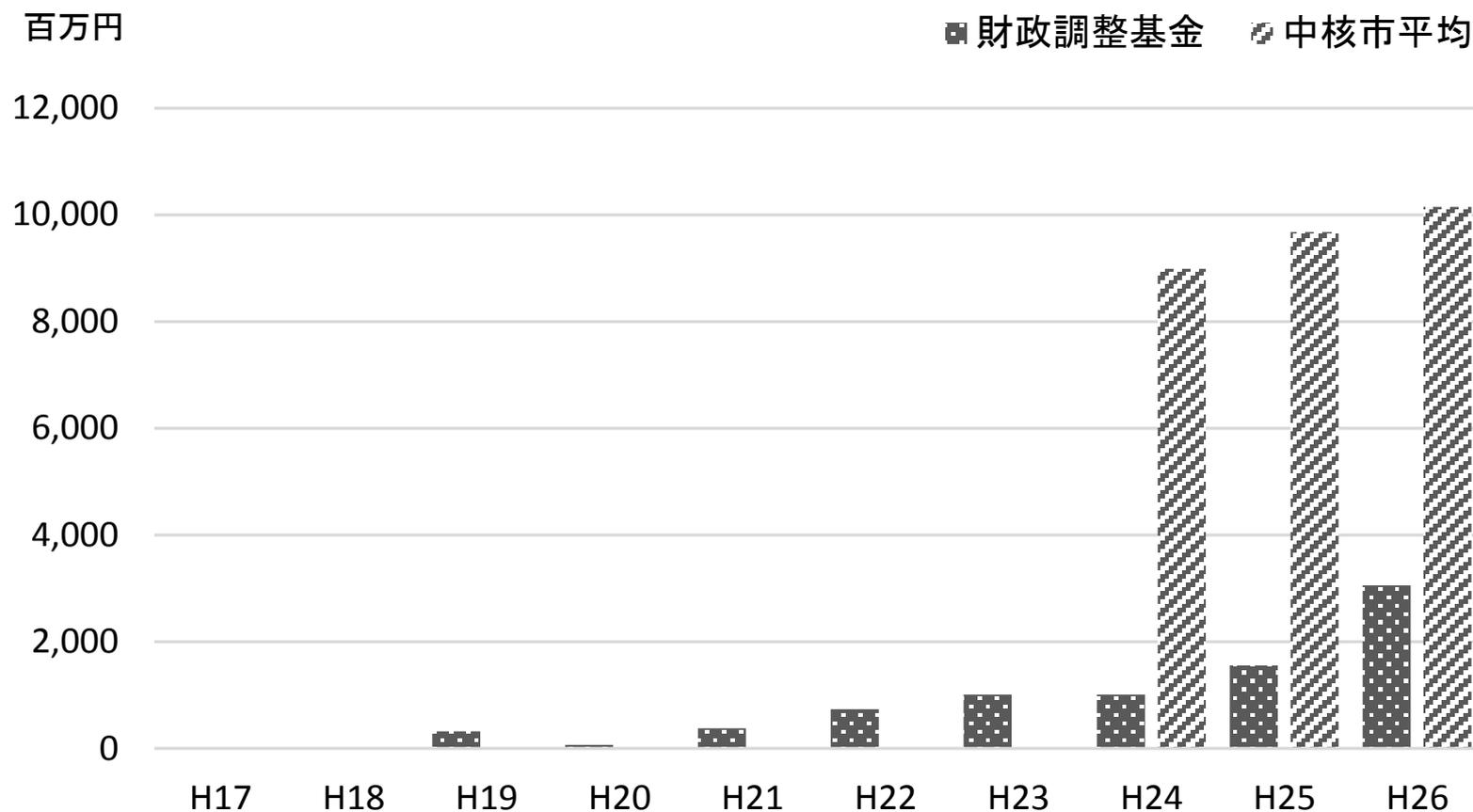
● 扶助費は今後も少子高齢化の進行により増加が見込まれる



(出所:担当課データより作成)

財政調整基金

● 財政調整基金※は、中核市平均に比べて少ない

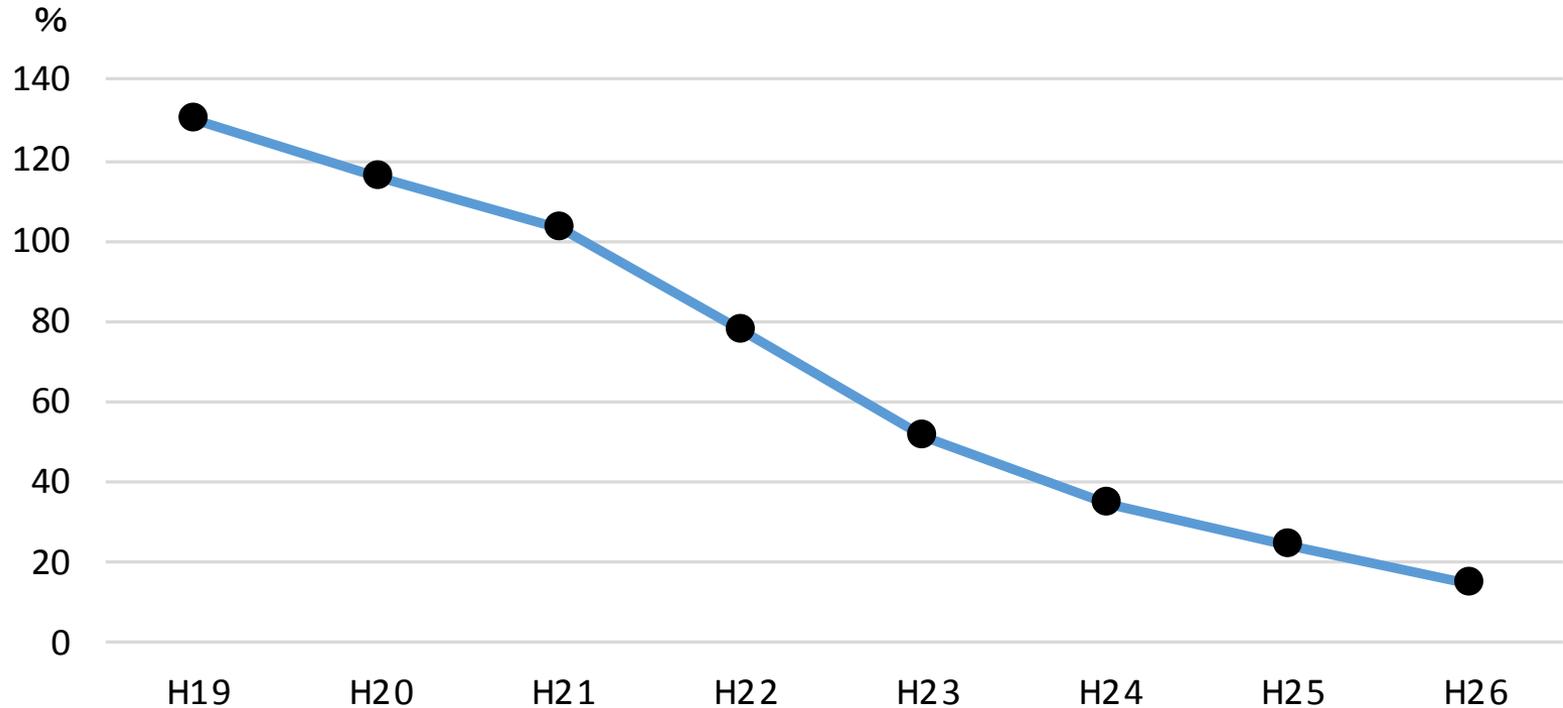


(出所:担当課データより作成)

※財源不足を補うための基金。豊中市では標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模 H26決算で約800億円）の11.25%を最終目標としている。

将来負担比率

● 将来負担比率※は減少している

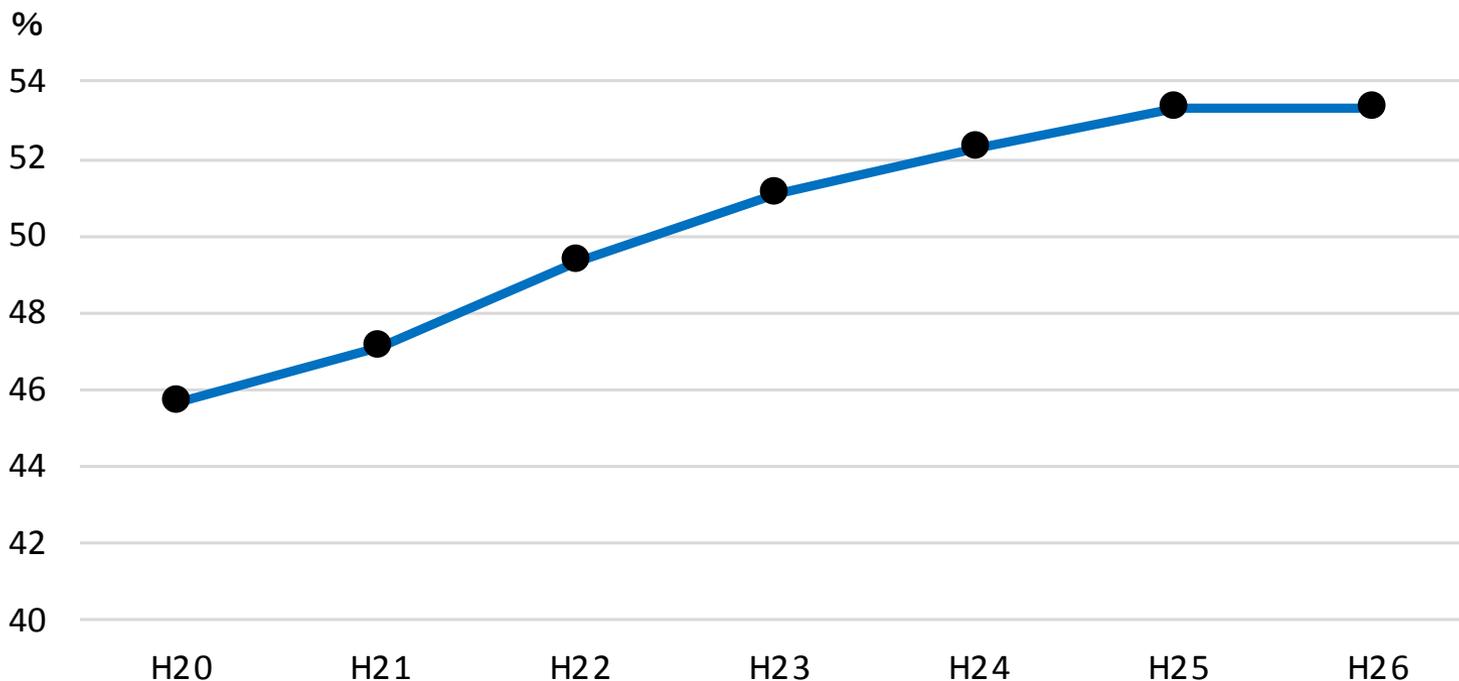


(出所:担当課データより作成)

※一般会計等が、将来負担することとなる実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に対し、どのくらいの割合かを表す比率。350%以上が早期健全化基準とされている。

施設老朽化比率

● 平均的な数値（35～50%）に比べ本市は高い



(出所:担当課データより作成)

※施設や設備など有形固定資産のうち償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合。この比率が高いほど維持補修費が増加したり近い将来に更新のための投資が必要となる可能性が高い

まちの将来像

本市の特性（強み）【教育・文化／住環境／利便性／市民力】を維持・発展

（課題への対応）

- 子育ち・子育て環境の充実（学校再編等）
- 公共施設の再編（南部コラボ建設、老朽化施設の更新等）
- 子どもから高齢者まで包括的な支援体制の構築 等



“豊中らしさ” “未来の豊中”



まちの変化やみんなの幸せを感じ取れる



“明日がもっと楽しみ”

まちの将来像

創造都市とは

市民の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に、脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備え、グローバルな環境問題や、あるいはローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ都市

(佐々木雅幸氏著「創造都市への挑戦」より)

社会の中で、創造的な活動に対する承認が多く取られている状態で、リスクを恐れず、新しい革新的な活動に対して挑戦しやすい雰囲気醸成されている社会・都市として、「クリエイティブ・ミリュー（雰囲気）」を提唱

(P・ホール「Cities in Civilization」より)



中期行財政運営方針



～未来につなぐ行財政運営の基盤づくり～

豊 中 市

平成28年（2016年）7月

目 次

はじめに	1
1. 行財政運営を取り巻く状況	
(1) 国の動き	2
(2) 本市の動き	3
(3) 人口推計	4
(4) 財政	5
(5) 施設	8
(6) 人・組織	9
(7) マネジメントのしくみ	12
2. 基本理念	14
3. 政策推進上の重点課題	15
4. 位置づけと取組期間	
(1) 位置づけ	16
(2) 取組期間	16
5. 行財政運営の基本方針と職員行動基準	
(1) 基本方針	17
(2) 職員行動基準	17
6. 取組みの方向性と目標	
(1) 連携・協働の推進	19
(2) 事業・施設のマネジメント強化	20
(3) 持続可能な財政基盤の構築	21
(4) 人・組織づくり	23
7. 進行管理	26
参考 財政収支の見通し	27

はじめに

我が国においては、失業率の改善やGDP（国内総生産）の回復など、わずかながらも経済面で社会に明るさがでてきています。一方で、人口減少というこれまでに経験したことのない大きな課題に直面しています。こうしたなか、全国の自治体では、それぞれの地域の特性を活かしながら、創意工夫してまちづくりに取り組んでいます。

本市においては、平成11年に財政非常事態を宣言し、職員定数や事務事業の見直し、経常収支比率をはじめとした各種の財政指標の改善、市債残高の減少など、行財政改革を進めてきました。その結果、危機的な財政状況から脱するとともに、文化芸術センターの整備やこども医療費助成の対象拡大などの子ども施策の充実、音楽月間をはじめとしたまちのにぎわいづくりなど、新たな取り組みにもつながっています。

本市は、民間調査において常に“住みたいまち”として上位にランキングされており、全国屈指の交通の利便性を背景に快適な住宅都市・教育文化都市として発展してきました。このことは先人たちが過去から着実かつ継続したまちづくりを行ってきた努力の賜物にほかなりません。

ここ数十年をみてみますと、人口構成や、まちなみ、地域の様子は大きく変わっており、めまぐるしく変化する複雑かつ多様な社会においては、従来どおりのことを漫然と繰り返したり、古いものを単に新しいものに置き換えたりするだけでは、まち全体の価値を維持・向上することはできません。

市民ニーズや地域課題をしっかりと把握し、いま直面している課題に対応しながらも、新たな発想をもって、中長期的な視点でそれぞれの施策や事業のあるべき姿を見据え、未来に向けたハード・ソフト両面の資源配分をしていく必要があります。これは、社会経済情勢が大きく変化するなかで、将来を見据えて、従来の行政サービスの手法や考え方を新たなかたちに変えていくという取り組みといえます。単なる歳出削減のための改革ではなく、市民サービスの向上やまちづくりの推進を図るための改革を進めていかなければならないと考えています。

市民の生命・財産を守るという基礎自治体の使命を常に念頭に置き、市民のみなさんが安全に安心していきいきと生活することができるまちを築いていくとともに、にぎわいと活力にあふれる都市として豊中のまちを発展させていくため、この中期行財政運営方針を策定し、職員力や組織力のさらなる向上を図るとともに、市民・地域・事業者との連携・協働を強化するなど、職員一丸となって行財政運営基盤の充実・強化に取り組んでまいります。

豊中市長 浅利 敬一郎

(1) 国の動き

国の人口は2008年をピークに減少しており、2050年には9,700万人程度、2100年には5,000万人を下回ることが推計されています。

人口の減少は生産年齢人口の減少や消費市場の縮小など社会全体に多くの問題を生じさせるものであり、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことが国全体の大きな課題となっています。

このため、国においては平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、人口の現状と将来の姿を示した『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』や今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた『まち・ひと・しごと創生総合戦略』をそれぞれ策定し、人口減少克服と地方創生に総合的に取り組むこととしています。これにより2060年には約1億200万人、長期的には9,000万人程度で安定的に人口を推移させ、将来にわたって活力ある社会を維持していくものとされています。

こうした状況において、国の『経済財政運営と改革の基本方針2015』（いわゆる「骨太の方針」）では、人口減少・高齢化等が2020年代半ば頃から一層進展することが見込まれるなかで、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化するため、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体的に推進しなければならないものとしています。

特に「歳出改革」については、公共サービスの無駄をなくし、質を改善するため、広く国民、企業、地方自治体などが自ら意欲をもって参加することを促し、民間の活力を活かしながら歳出を抑制する社会改革として位置付け、「公共サービスの産業化」「インセンティブ改革」「公共サービスのイノベーション」の3つを掲げています。

◆ 公的サービスの産業化

民間の資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現するとともに、企業やNPO等が自治体等と連携し公的サービスへ参画することを飛躍的に進めるもの。

◆ インセンティブ改革

地方自治体が無駄をなくし、創意工夫を行うインセンティブを強化することで、財政健全化の取組や地方創生に向けた取組みを従来以上に支援する仕組みとするため、地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を進めるもの。

◆ 公共サービスのイノベーション

行政コストと政策効果などの情報開示を拡充し、公共サービスの徹底した見える化の推進や、ICTを活用した業務の簡素化・標準化を推進するもの。

同基本方針を踏まえ、各地方公共団体に対し、より積極的な業務改革の推進に努めるよう通知（「地方行政サービスの改革の推進に関する留意事項」（平成27年8月総務大臣通知））されています。

この通知では、地方行政サービス改革の推進に関する主要事項として、①民間委託等の推進、②指定管理者制度等の活用、③BPR（ビジネスプロセスを全面的に見直し、再設計すること）の手法やICT（情報通信技術）を活用した業務の見直しなどを挙げており、各地方自治体の取組状況を比較可能な形で公表するとともに、これらの取組みの成果を国庫支出金や地方交付税の配分に反映させていくものとしています。

（２）本市の動き

本市では、子育て支援や教育、まちなにぎわいづくりなど、政策推進上の喫緊の課題に対し、平成26年度からの4年間に特に取り組む項目を明らかにした「基本政策」と、基本政策を具体的に進めていくための61の「政策項目」を掲げ、その実現に向けて様々な取組みを進めているところです。

本市の人口は、人口減少・少子高齢化に対して、新たな対策を行わなかった場合、大幅に減少するとともに、少子高齢化が進行するという推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）が示されています。

このため、将来的な少子高齢化や生産年齢人口の減少といった課題解決に向け、国における地方創生の動きを踏まえ、平成27年10月に『まち・ひと・しごと創生人口ビジョン』（以下「人口ビジョン」）および『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下「総合戦略」）を策定し、将来人口の展望を行うとともに、安心して子どもを産み育てる環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現、子どもたちが健やかに育ち、学べる環境づくり、安心して就労できる環境づくりを進めていくこととしています。

社会経済情勢の変化や行政課題の多様化に対応するため、現行の総合計画および都市計画マスタープランについて、計画年度を前倒しして見直すこととし、市政運営の根幹となる中長期のまちづくりの目標を明らかにするため、ソフト・ハードの両面から、豊中の未来を描くランドデザインづくりを進めているところです。

各自治体においては、まちの魅力の創造および発信の取組みを活発化させています。本市においては、歴史や特性を踏まえ、住まいや仕事、活動、学びなど、人々の様々な暮らしの舞台として本市が選ばれ、支持され続けるために、平成28年3月に『豊中ブランド戦略』を策定し、豊中ならではの新たな価値や魅力を創り出し、都市ブランドの向上に向けた取組みを進めています。

行財政運営については、平成10年に「行財政改革大綱」を策定し、以降、数次にわたる取組みを通じ、事務事業の見直し、土地開発公社の解散、職員定数の適正化や職員の意識改革など、行財政改革を推進してきました。この結果、平成25年3月に財政非常事態（平成11年10月に宣言）に終止符をうち、15年にわたる行財政改革の取組みに一定の区切りをつけました。

今後については、想定される人口減少や急速に進む少子高齢化にあわせて、子育て支援、介護、医療などの分野における行政需要の増大が見込まれます。社会構造が大きく変わるなかで、世代ごとのニーズを考慮しつつ、現行のサービス体系・手法を変えていかなければなりません。また、自治会加入率の低下にみられるような従来型の地域での

つながりが薄くなる一方、東日本大震災をはじめ各地で発生した災害を契機に、人と人、人と社会との“つながり”の大切さが再認識されており、こうした“つながり”を基盤に地域での課題解決を図っていくしくみも必要となります。

以上のことから、本市のさらなる活性化・発展に向け、すべての世代の市民がいきいきと安心して生活できるよう様々な施策やまちの魅力創造・発信を進めていくため、それを実行できる行財政運営の基盤を構築する必要があります。

(3) 人口推計

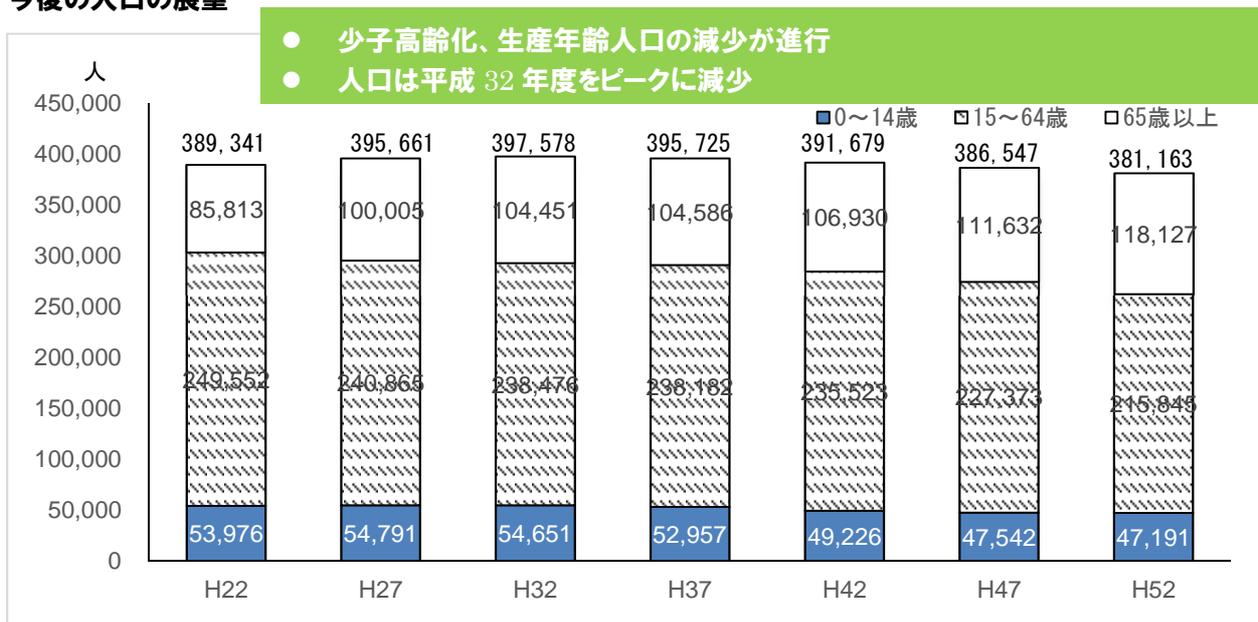
本市の人口は、昭和 60 年をピークに減少傾向にありましたが、平成 17 年から微増に転じています。これは大規模共同住宅の建替えや区画整理による土地利用の更新が進んだことが理由として挙げられますが、地域別で見ると、南部地域、西部地域においては減少傾向が続いています。また、年齢別では生産年齢人口が減少しており、世帯数については増加傾向にある一方、核家族化の進展により、世帯人員は減少傾向にあります。

人口の変化は、生産年齢人口の減少による生産性の低下、社会保障関係経費の増加、市有施設の稼働率低下、空地・空き家の増加など、市政全般にわたって様々な分野に影響を及ぼします。

今後、人口減少に対して、本市が新たな対策を行わなかった場合、本市の人口は平成 52 年には 33 万 5 千人と、現在の 1 割以上が減少すると予想されています。さらに、少子高齢化は今後も進行するものと見込まれています。

このため、本市の人口ビジョンにおいては、今後の人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、平成 52 年に 38 万人になるものと展望し、本市の立地特性を活かしたまちづくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、都市魅力の向上と発信などを進めていくこととしています。

今後の人口の展望



(4) 財政

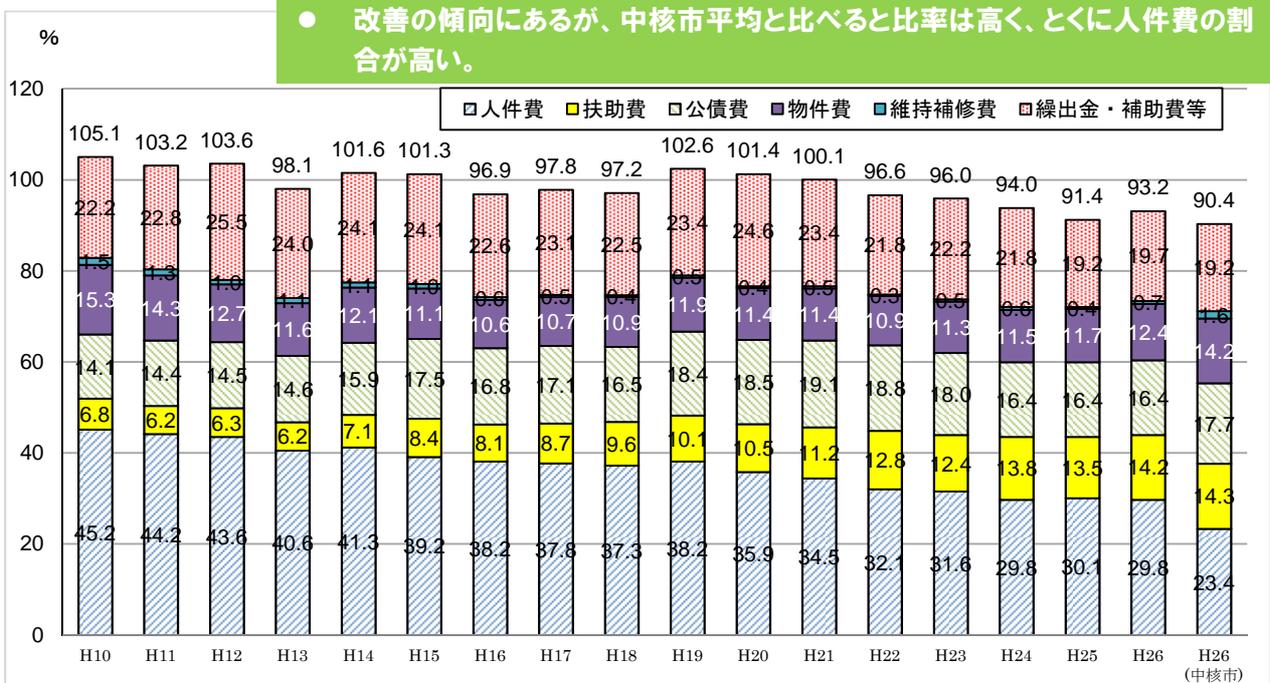
財政状況については、これまでの行財政改革の取組みにより、経常収支比率をはじめとした各種の財務指標の改善、市債残高の減少、特定目的基金からの繰入運用の解消などに見られるように、一時と比べると大きく改善したといえます。しかし、他の中核市と比べると、経常収支比率は高く、また、財源が不足する場合に活用する財政調整基金の積立額は極めて低いことなどから、財政の弾力性や安定性については良好であるとは言いきれない状況です。

歳入については、近年、市税収入が微増傾向にあるものの、今後は少子高齢化社会において生産年齢人口の減少に伴い、市民税が減収となることも想定されます。また、今後の景気や地方財政制度の動向によっては、一般財源に大幅な変動が生じることも考えられます。

一方、歳出については、少子高齢化の進行に伴い、普通会計における一般財源の約4割を占める社会保障関係経費について、医療・介護分野における給付の増加や子育て支援施策の充実・強化により一層の増大が見込まれます。また、公共施設については、確実に老朽化が進行しており、今後、施設を適切に維持・更新していくために相当の財源を要することとなります。

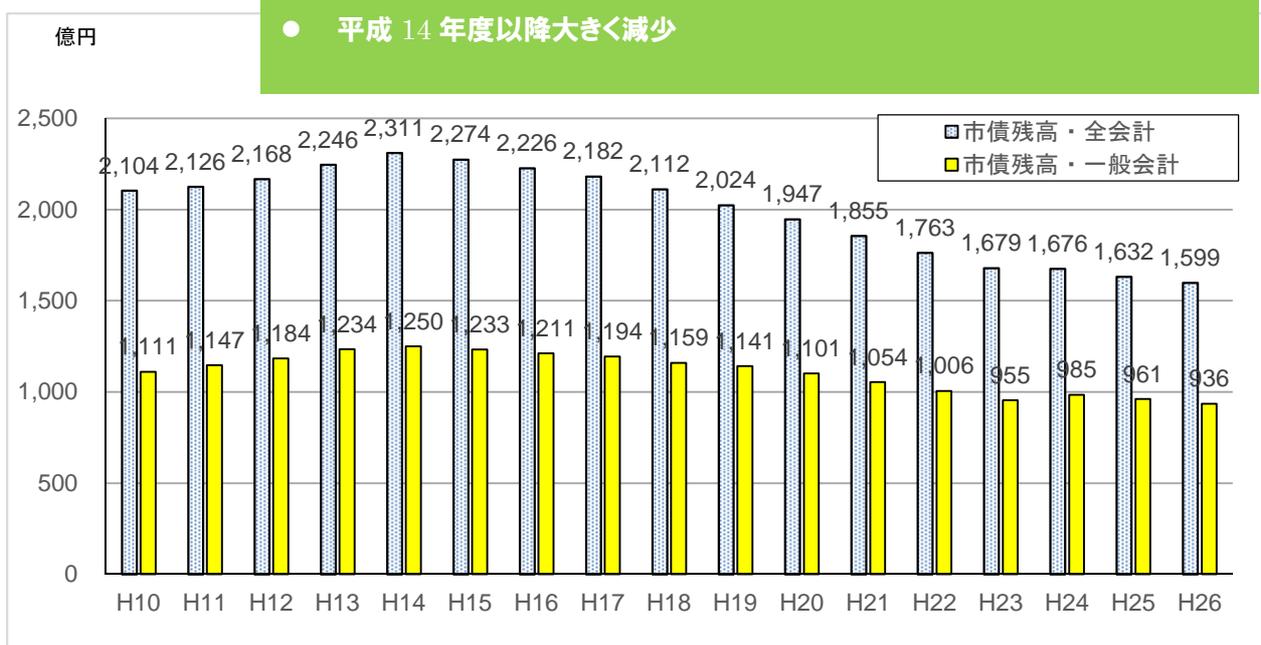
こうしたことから、引き続き、歳入・歳出両面からの徹底した見直しを行い、財政の健全性を維持し、持続可能な財政基盤の構築に向けた取組みを推進する必要があります。

経常収支比率の推移

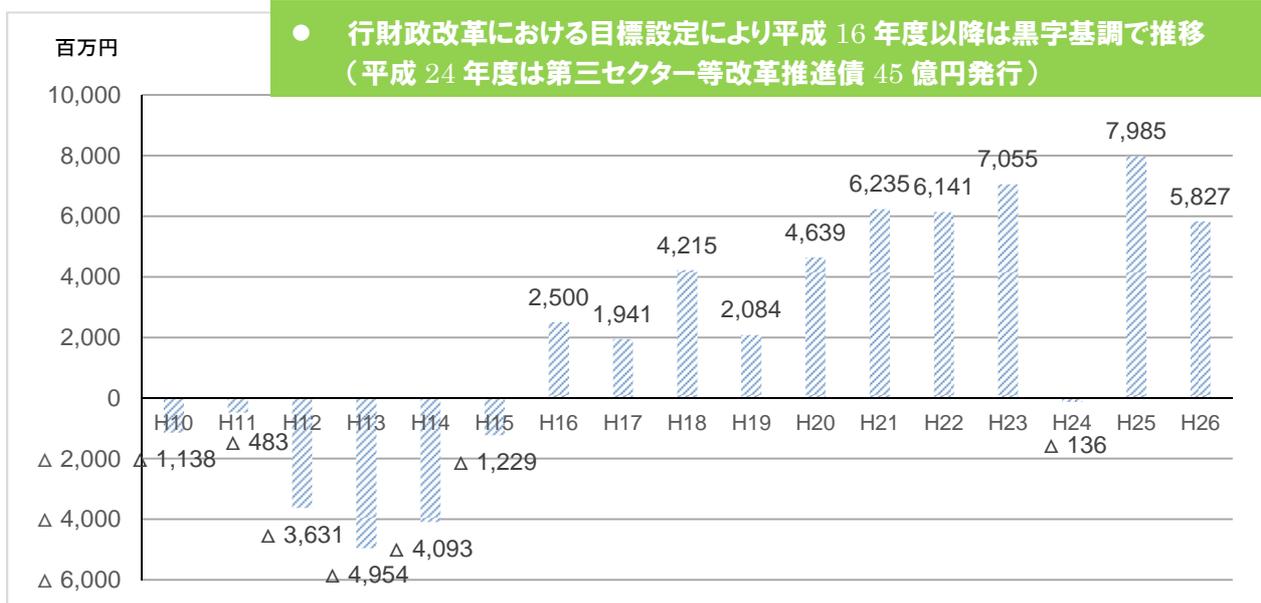


※中核市平均の出典は「地方財政白書」

市債残高の推移

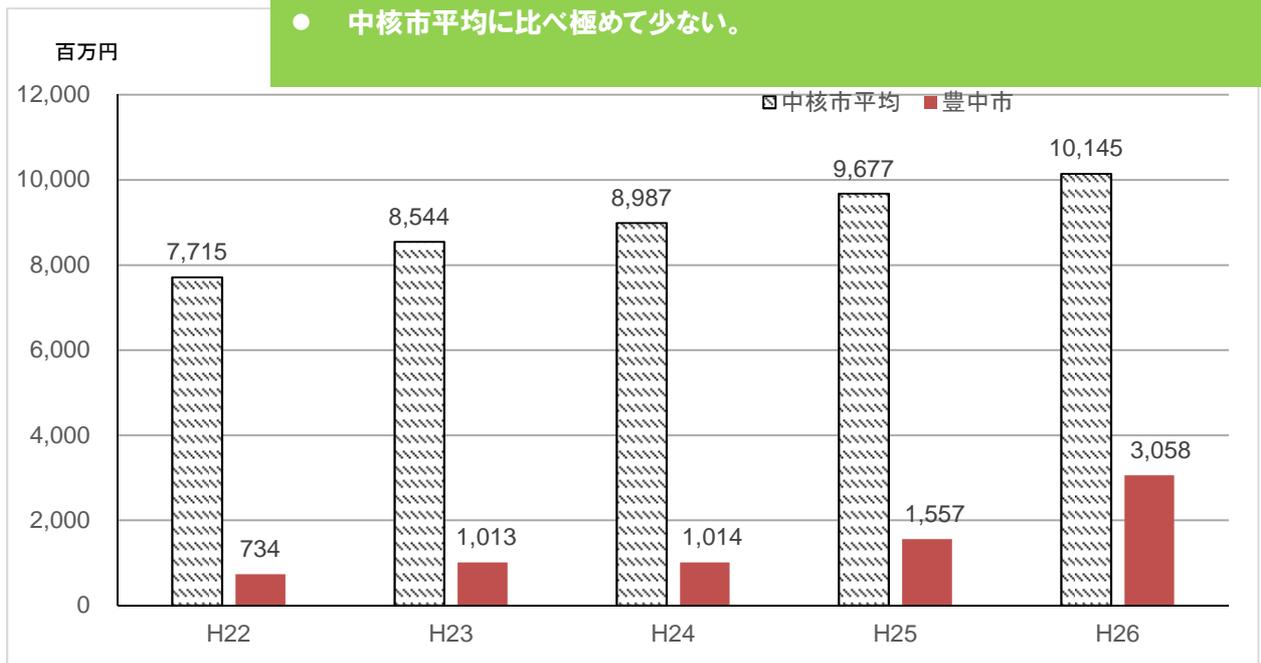


プライマリーバランス、元金ベースの推移



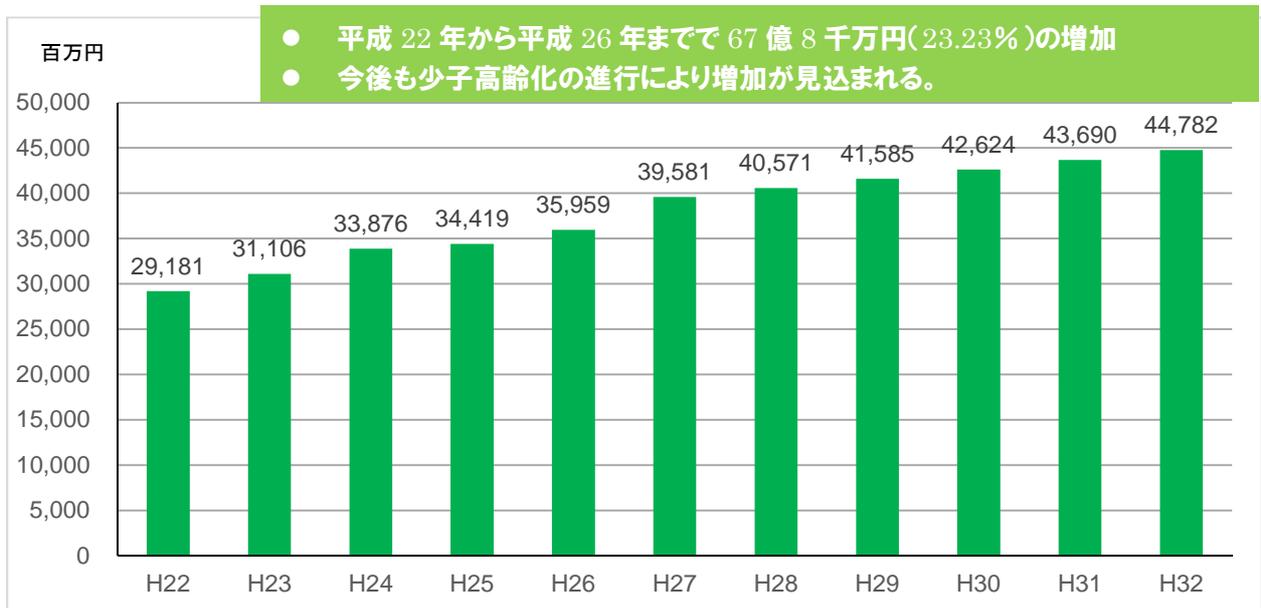
(一般会計)

財政調整基金の推移



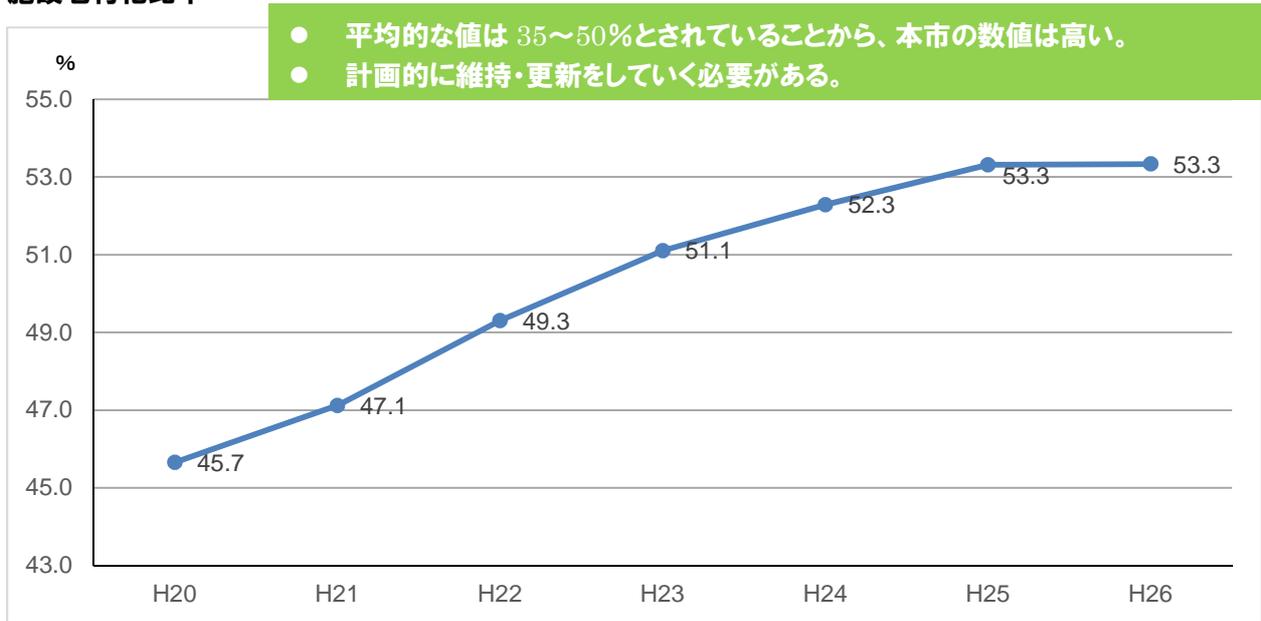
※中核市平均は「各市地方財政状況調査」を基に作成

今後の社会保障関係経費の見込み（歳出一般財源ベース）



※平成 28 年度以降は国における伸び率見込み（対前年度 2.5%）での推計値

施設老朽化比率



(5) 施設

本市では、人口が急増した 1960 年代以降、市税収入が大幅な増加傾向にあった 1990 年代までの間に多数の市有施設を整備してきました。

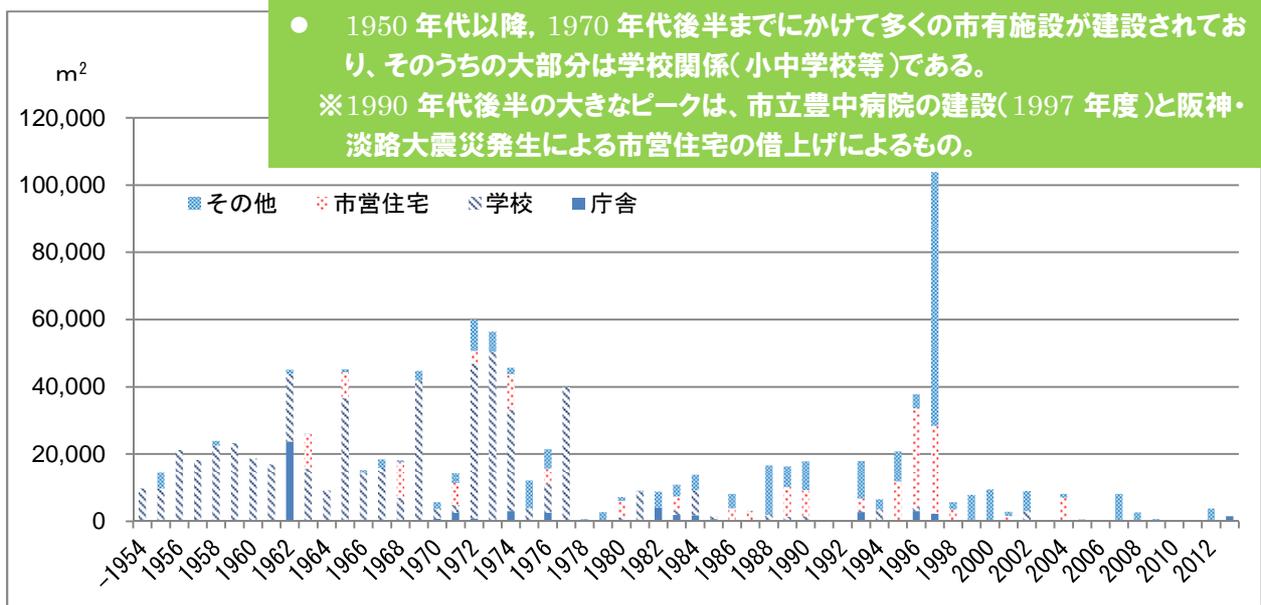
人口急増期に整備した道路、橋梁、上下水道などの都市機能を支える施設や市有施設の老朽化が進み、今後、一斉に更新時期を迎えることが見込まれます。

市民の安全・安心のより一層の確保に向けて、さらには、まちのにぎわいや発展につなげていくという観点からも、施設の計画的な更新や効果的・効率的な維持管理を進めていく必要があります。

一方、施設の更新については、今後 40 年間で約 4,400 億円（既存施設をベースに国から提供された更新費用試算ソフトにより試算、当初 20 年間でピーク）もの費用が必要となるという試算結果もあります。いずれにしても、施設の更新には膨大な財源が必要となることから、少子高齢化・人口減少をはじめ、建設当時と大きく異なる社会経済情勢において、今後も厳しい財政状況が見込まれるなか、市有施設だけでなく民間類似施設の配置状況なども踏まえつつ、新たな時代のニーズを見据え、施設の最適な配置を進めていくことが求められます。

また、施設の更新などにあたっては、社会情勢の変化が著しいなか、その時々でのニーズの変化により施設用途や機能を柔軟に変更できるような仕様・工法を採用する必要もあります。

建設年代別施設整備状況（延床面積）



(6) 人・組織

職員定数については、事務事業の見直し、外部活力の導入、多様な雇用形態の活用などの取組みにより大幅に減少するとともに、総人件費についても職員定数や給与制度の見直しにより減少しています。また、人事評価の給与反映や技能労務職の人事給与制度の見直しなども行っているところです。

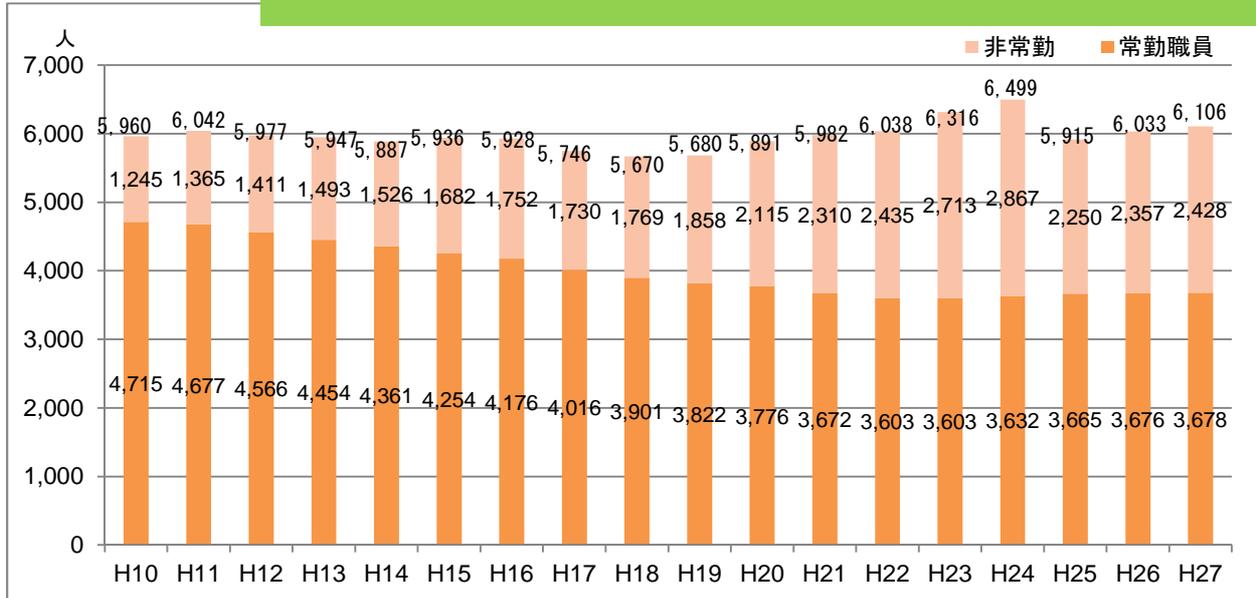
組織については、社会経済情勢の変化や複雑化・多様化・高度化する行政需要に対応するとともに、総合計画および基本政策の着実な推進を図るため、適時、組織機構の見直しを行っています。平成 27 年度には、チーム・グループ制と課・係制の併存や複雑な組織階層を見直し、部一課一係の 3 階層の組織構造に簡素化するとともに、組織のスリム化を進めました。

しかし、職員数や人件費にかかる各種指標については、中核市平均を上回っている状況にあり、引き続き、適正化を進めていく必要があります。

急速に変化する社会経済情勢において、行政における人的な経営資源の制約が強まるなか、多様化する市民ニーズや増加する行政需要に対応していくためには、本市の地域特性や行政課題も踏まえながら、引き続き、外部資源を有効に活用することにより、行政自らが担うべき役割に資源を集中させ、効果的・効率的な執行体制を構築していく必要があります。

職員数の推移

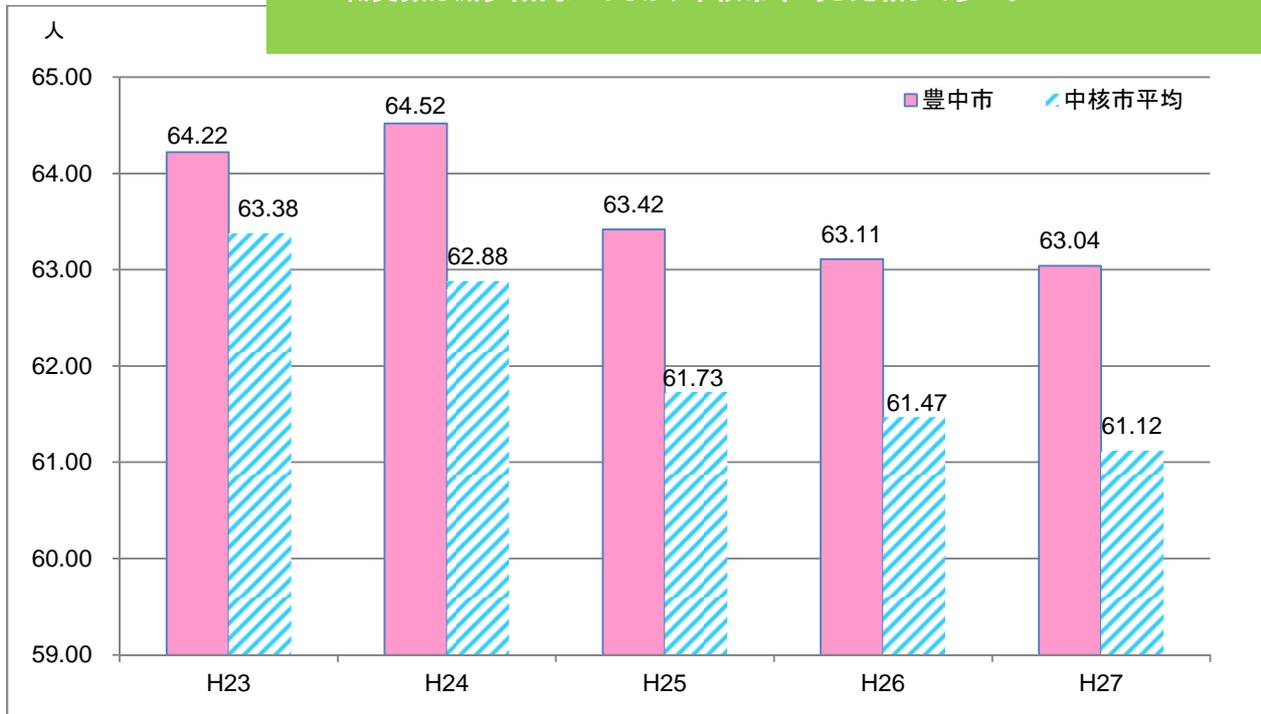
- 常勤職員数は減少し、非常勤職員数は増加。総職員数は増加傾向



※平成 25 年度に一般職非常勤職員制度を導入したことにより、非常勤職員数のカウント方法を見直し

市民 1 万人あたり職員数【常勤】

- 職員数は減少傾向にあるが、中核市平均と比較して多い。

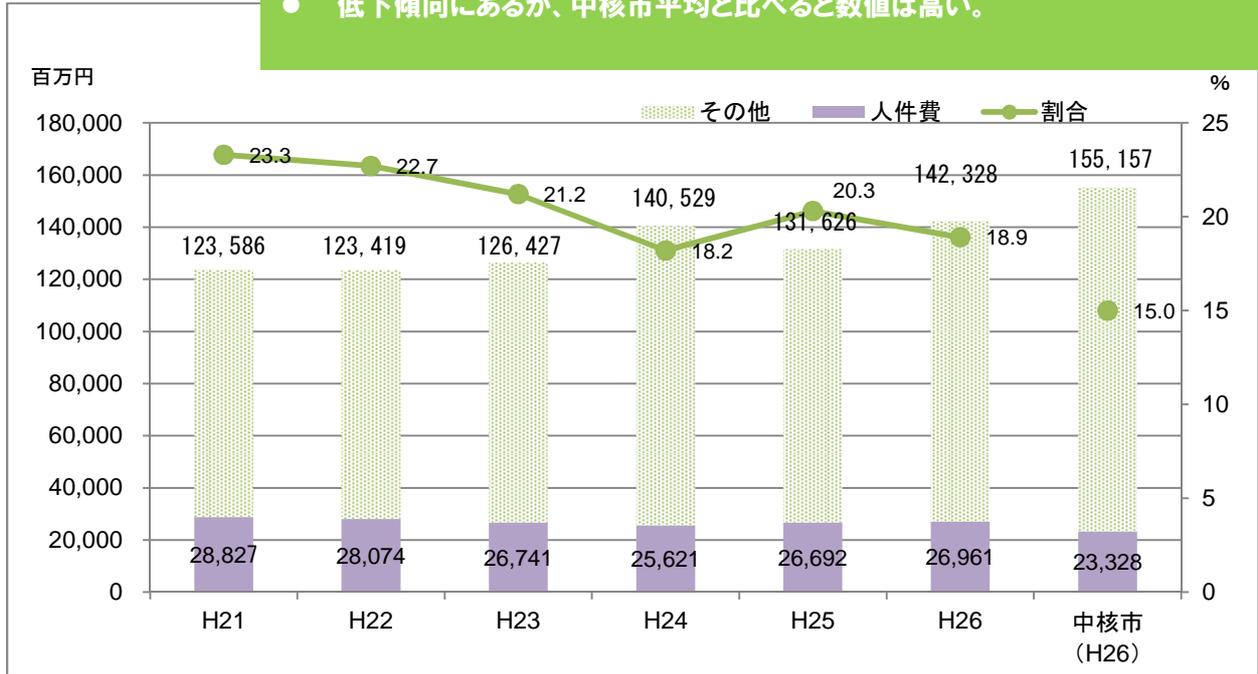


(普通会計部門)

※中核市平均の出典は「類似団体別職員数の状況」(総務省)

歳出に占める人件費の推移

- 低下傾向にあるが、中核市平均と比べると数値は高い。

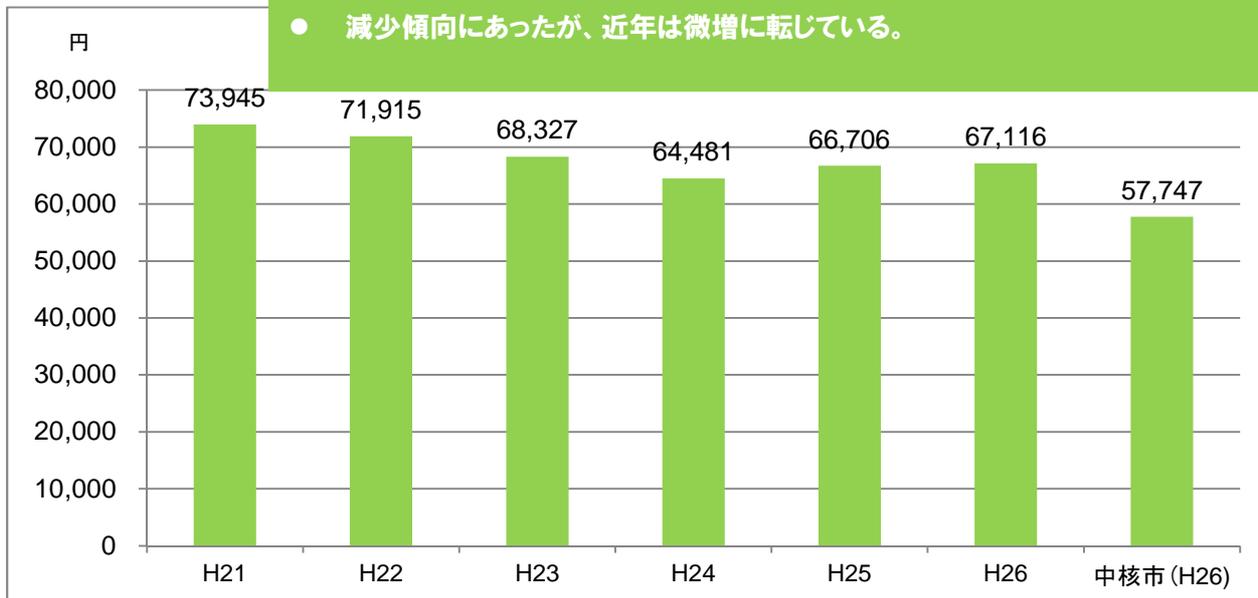


(普通会計)

※中核市平均は「各市地方財政状況調査」を基に作成

市民1人あたり人件費

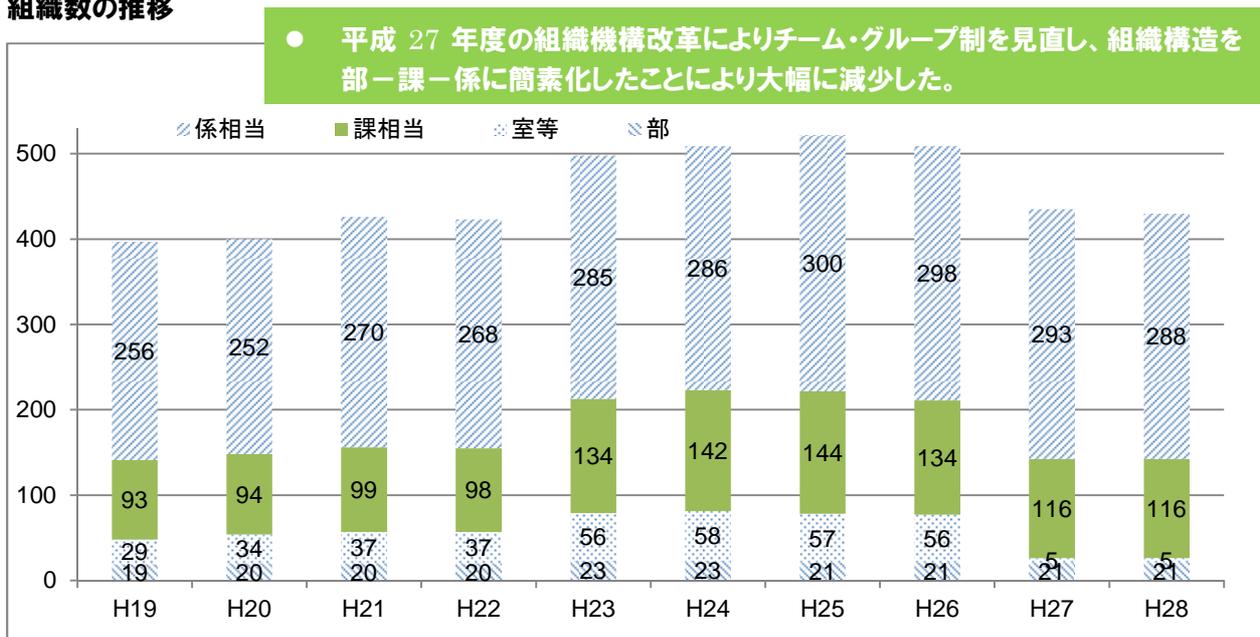
- 減少傾向にあったが、近年は微増に転じている。



(普通会計)

※中核市平均は「各市地方財政状況調査」を基に作成

組織数の推移



※医療部門除く。部には監及び会計管理者を含む。担当理事、担当主幹は除く。

(7) マネジメントのしくみ

平成 23 年度に構築した統合型データベースにより、これを基盤として総合計画の施策体系に基づき、すべての事務・事業を整理し、事業計画、予算編成、執行・実施、評価、決算を一連のフローとして実施するしくみを構築しました。

また、総合計画の政策・施策を評価する「政策評価」制度を構築し、これにあわせて平成 12 年度から実施してきた事務事業評価制度を見直し、政策評価とあわせて新たな行政評価制度として運用を開始しました。

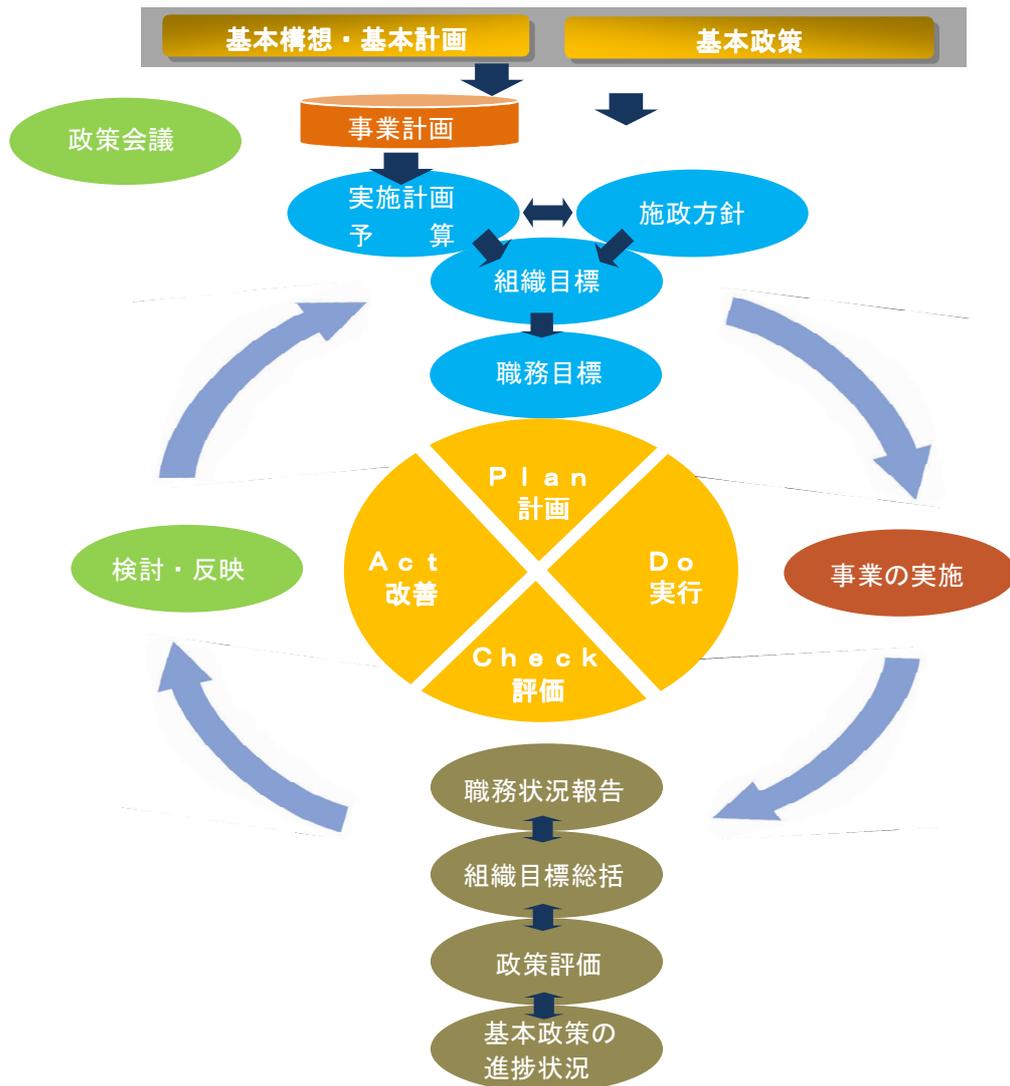
その他、組織目標（年度当初に設定・前年度の振り返り）や職員個人の職務目標にかかる制度、職務行動を評価する人事評価など様々なマネジメントのしくみを構築・運用しています。

また、政策会議の通年開催の実施や各種本部会議の見直しなど意思決定のしくみについても見直しを行ってきました。

こうした様々なマネジメントのしくみは、相互に連携させ、一連のものとして活用することによって、より機能が発揮されます。

このことから、引き続き、マネジメントのしくみを活用し、限られた資源の有効活用を図り、効果的・効率的な行財政運営を進めていくとともに、意思形成過程の充実、効率化を図っていく必要があります。

マネジメントサイクル（イメージ）



※マネジメントサイクルとは、施策・事業等について、PLAN(計画)⇒DO(実行)⇒CHECK(評価)⇒ACT(改善)を繰り返し、恒久的に効率性・有効性を高めていくこと

2

基本理念

少子高齢化の進行など社会構造が大きく変化していくなかで、次々と生まれる新たな課題や多様化する市民ニーズに行政だけの力で対応することは困難といえます。そのため、市民・事業者の知恵やアイデアを引き出し、相互に連携し、新たな発想・手法によって、行政サービスを提供していくなど、これまでのしくみを見直し、新たにつくりあげていかなければなりません。

この作業こそ、「危機克服型」の改革ではなく、未来を見据えて、絶えずチャレンジと変革を追求し、新たな創造により多様なニーズに応える、「未来志向型」の改革を進めていくことといえます。

この方針に基づき、未来志向型の改革を進めていくにあたり、基本理念を次のとおりとします。

「未来につなぐ行財政運営の基盤づくり」

未来志向型の改革

「未来志向型の改革」は、行政サービスだけでなく、それを支える行財政運営基盤を含め、個々の職員の担当業務から政策レベルまでのすべての行政領域において見直しを進めるものであり、市民・事業者・行政の連携・協働により、自らの判断と責任のもと、基礎自治体にふさわしい新たなしくみづくりを進めていく取組みといえます。

また、この取組みは、短期的な課題に対応するのみにとどまらず、将来の環境の変化をも見据え、中長期的な目標を掲げて不断に取組みを進めるものです。

3

政策推進上の重点課題

この方針に基づき、総合計画や基本政策、総合戦略に掲げた政策を着実に推進していくこととしますが、特に以下の取組みについては、次世代に引き継ぐ基盤となる政策となるため、この方針の取組期間における「政策推進上の重点課題」として位置付けます。

●千里中央地区・中心市街地地区・南部地域の活性化

豊中市に住みたい、訪れたいと思ってもらえるよう、地域の特性を活かした拠点・エリア整備を進めます。特に南部地域については、(仮称)南部コラボセンター基本構想の具体化に向けた取組みを進めます。

●豊中の魅力創造・発信

豊中ブランド戦略に基づき、豊中ならではの地域資源・地域特性を活かし、新たな価値や魅力を創出し伝えることにより、豊中の都市そのものの価値を向上させるとともに、まちへの愛着を育みます。

●地域産業の活性化

空港周辺の土地の有効活用や先導的事業の実施による企業立地の促進、事業所等の経営基盤の支援など、産業振興策を進め、市の活力向上に取り組みます。

●良好な住環境の整備

住宅都市としての魅力を次世代に引き継いでいくため、ゆとりと緑のある住環境の形成・維持・継承を図ります。

●安心・安全なまちづくりの推進

地域包括ケアシステム(豊中モデル)を構築し、いつまでも健やかにいきいきと暮らせるための必要なしくみづくりやサービスの提供を促進します。

また、地域のつながりの強化をはじめ、防犯・防災対策や地域課題の解決に取り組む人材の育成を通じて、安全・安心なまちづくりを推進します。

●子育て・子育て・若者支援の充実

子どもや若者が健やかに育ち、個性や能力を発揮し、育っていくことができる環境づくりや、結婚から出産まで切れめない支援を行っていきます。

●魅力ある学校づくり

南部地域の小中一貫校の設置をはじめ、小中一貫教育の推進や独自採用による優秀な教職員の確保など、子どもたちに確かな学力・体力を身につけ、また豊かな人間性と人間関係を築く力を育むための取組みを進めます。

●市有施設の有効活用

公共施設等総合管理計画に基づき、市有施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施し、効果的・効率的な市有施設の配置・維持管理を進めます。

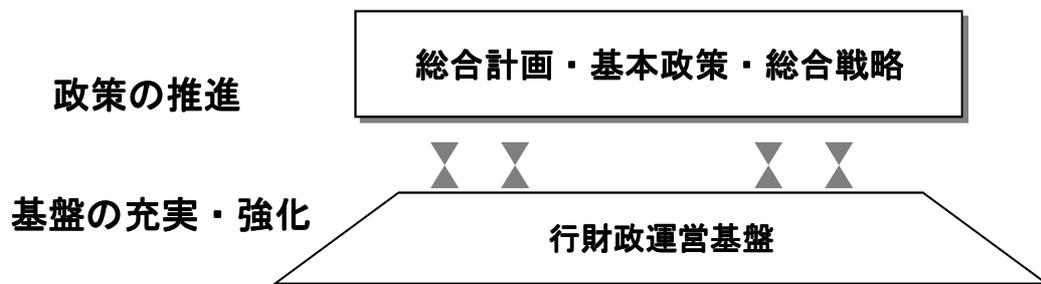
4

位置づけと取組期間

(1) 位置づけ

この方針は、豊中らしいまちづくりを進めていくにあたり、総合計画や基本政策、総合戦略の推進を支える人、組織、財政といった行財政運営の基盤の充実・強化を図るため、その取組みの考え方と目標を示すものです。

この方針に基づき、毎年度の行財政運営方針を策定し、政策推進上の重点課題等とそれに対応するための資源配分の考え方を明確にすることにより、未来志向型の改革を進めていくとともに、社会経済情勢の変化や行政需要に迅速に対応するものとします。



(2) 取組期間

この方針の取組期間は、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。また、取組期間終了後、取組みを検証し、必要に応じて新たな取組みを展開することとします。

なお、現在、総合計画の見直し作業を進めており、この方針の取組期間中に新たな総合計画を策定・推進する予定です。

	H29	H30	H31	H32
中期行財政運営方針	← H29 ~ H32 →			
単年度行財政運営方針	→	→	→	→
総合計画	--- H13 ~ H32 ---			
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	→ H27 ~ H31			

5

行財政運営の基本方針と職員行動基準

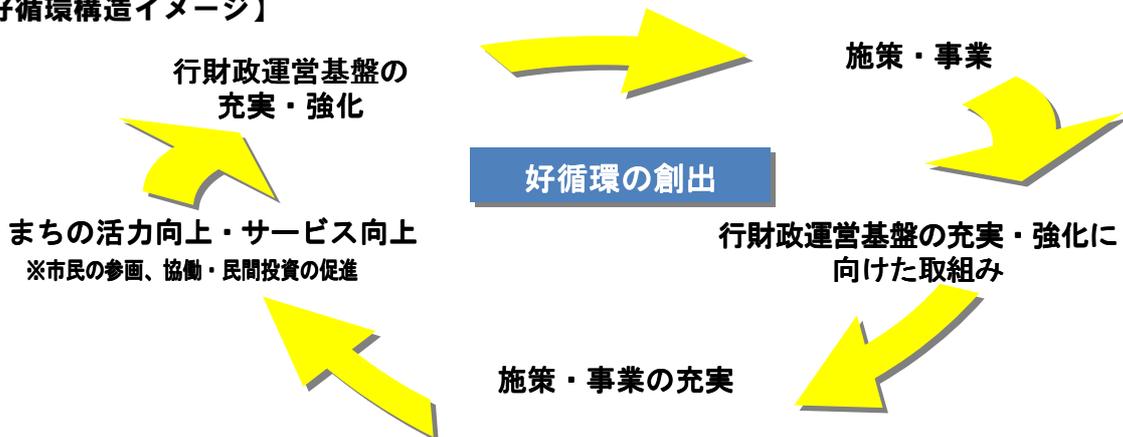
(1) 基本方針

行財政運営基盤の充実・強化に取り組むことによって地域課題に対応しながら、必要な施策への資源配分を可能とし、これがまちの発展・活性化をもたらし、さらにそのことを行財政運営基盤を充実・強化させるという好循環の創出につなげます。

基本方針

「まちの活力向上と行財政運営基盤の充実・強化の好循環を創出する」

【好循環構造イメージ】



(2) 職員行動基準

行財政運営基盤の充実・強化に向けた取組みを進めるにあたっては、その目的と目標を組織に浸透させ、ひとつの「チーム」として動いていかなければなりません。「チーム」は、様々な組織や職階ごとの役割のもと、職員がそれぞれもつ多様な能力を相互に認め合い、発揮することにより機能し、大きな力となります。『人材育成基本方針』*に掲げた「市民視点」「未来志向」「チームプレー」をめざして、すべての組織・職員が相互に連携し、「チームとよなか」として行動します。

※職員の育成を総合的・計画的に進めるにあたっての指針となる「めざすべき職員のすがた」と「人材育成施策の方向性」を明らかにしたもの（平成22年11月策定）

- ◆**みちかな改革** — 生活のなかや身近なところで常に課題意識をもち、市民の視点にたって改革に取り組みます。
- ◆**みずから改革** — だれかが行うのではなく、だれかにやらされるのでもなく職員一人ひとりが自らの意思と責任で主体的に改革に取り組みます。
- ◆**みんなで改革** — 職員全員がそれぞれの立場で組織一丸となって改革に取り組みます。

6

取組みの方向性と目標

政策推進上の重点課題をはじめとした様々な行政課題に対応しながら、持続可能な行財政運営基盤を充実・強化していくため、以下に示す4つの基本的な取組みの方向性に基つき、社会経済情勢の変化に対応しながら、スピード感をもって改革に取り組むものとしてします。

また、取組みの進捗状況を客観的に把握し評価可能とするため、取組みの方向性ごとに具体的な目標を設定します。

<基本理念>

未来につなぐ行財政運営の基盤づくり

<基本方針>

まちの活力向上と行財政運営基盤の充実・強化の好循環を創出する

<職員行動基準>

「チームとよなか」

- ・みちかな改革
- ・みずから改革
- ・みんなで改革

<取組みの方向性>

連携・協働の推進

- ・民間資源の活用促進
- ・公民連携による公共づくり
- ・自治体連携による地域発展
- ・自己決定・自己責任による自治の推進

事業・施設のマネジメント強化

- ・事務事業の見直し
- ・市有施設の有効活用

持続可能な財政基盤の構築

- ・効果的な資源配分
- ・歳入確保の推進
- ・歳出の適正化
- ・健全な財政運営の推進
- ・公営企業における健全な経営の推進

人・組織づくり

- ・多様な人材の確保・人事給与制度の充実
- ・人材育成の推進
- ・簡素で効率的な執行体制の構築など
- ・組織体制の見直し

(1) 連携・協働の推進

市民サービスのさらなる向上を図るとともに、行政として対応しなければならない政策課題に重点的に対応するため、事務事業の継続的な見直しや市民との連携・協働、行政としての責任に留意しつつ、民間の資金やノウハウなどの外部資源の活用を推進します。

① 民間資源の活用促進

民間資源の活用は、それ自体が目的ではなく、効果的・効率的にサービスを提供するための手法のひとつです。既存業務の担い手を行政から民間に変更する従来型の民間委託にとどまらず、公共サービスを適切に提供し、その水準を維持向上していく観点から、様々な形態により民間資源の活用を進めていきます。

【取組事項】

- ・ 事務事業・業務への外部活力の導入（民間委託、指定管理者制度、貸付、民営化など）

② 公民連携による公共づくり

市民公益活動団体や企業など公共領域を担う多様な主体とそれぞれの得意分野や特性を活かしながら、適切な役割分担のもと、連携・協働を通じて、地域での様々なニーズや新たな課題に対応していきます。あわせて、市民が市政にかかわるしくみづくりや、市の施策、具体的な取組みを多くの人に知ってもらい、事業の内容に応じて民間資源を誘導し、民間が主役となるような環境づくりを進めます。また、市の出資法人について、ともに公共領域を担うパートナーとして、定期的な情報共有の場や「出資法人等評価」の継続的な実施などを通じて連携し、法人の効果的・効率的な経営を促します。

【取組事項】

- ・ 地域コミュニティ、NPO など多様な地域主体との協働の促進（防災防犯、美化、地域福祉など）
- ・ 寄附を通じたまちづくり応援の環境づくり
- ・ 民間と行政がともに公共を担うしくみ・手法の検討
- ・ 地域自治組織の結成の促進

③ 自治体連携による地域発展

各自治体の強みを相互に活用し、地域の実情に沿って柔軟に連携を推進し、周辺地域全体としての価値向上につなげます。

【取組事項】

- ・ 周辺自治体との都市機能の相互補完・連携や事務事業の共同処理の実施

④ 自己決定・自己責任による自治の推進

地方自治のさらなる充実・強化をめざし、国や府からの権限・財源の移譲に取り組めます。

【取組事項】

- ・ 権限のさらなる移譲とそれに伴う財源の確保

◆ 目 標 ◆

- | | |
|------------------|---------------|
| ➤ 窓口関連業務への外部活力導入 | 平成 29 年 1 月実施 |
| ➤ 寄附金収入 | 拡大(平成 27 年度比) |
| ➤ 他自治体との水平連携 | 拡大(現行 2 件) |

(2) 事業・施設のマネジメント強化

将来にわたって市民サービスの維持・向上を図るため、これまでの行財政改革による成果を引き継ぎ、施策・事業の有効性・効率性の向上に加え、公共施設マネジメントの取組みにより、資源配分の最適化を進めます。

① 事務事業の見直し

特定事業をはじめ、すべての事務事業について、行政評価制度などを活用し、改善・見直しを継続的に進めていきます。また、全市的な観点から事務の集約を行うなど事務の効率化に取り組むとともに、市民ニーズや社会情勢を踏まえたサービスの向上を進めます。

【取組事項】

- ・ 行政評価制度の運用等によるマネジメントサイクルの徹底（見直しが必要な事業を抽出し、見直しに向けた取組みを進行管理）
- ・ 公民役割分担の見直し（特定事業の見直しなど）
- ・ 内部事務の集中化（コピー代やガソリン代の支出事務など）
- ・ 総合窓口（ワンストップ窓口）の設置と窓口における待ち時間の短縮
- ・ ICT を活用した業務効率化（事務の標準化・集約化とあわせたシステムの再構築、スマートデバイスの活用など）
- ・ 情報システム経費の縮減

② 市有施設の有効活用

施設ごとの状況に応じ計画的な維持保全を行い、長寿命化や維持管理コストの縮減を進めると同時に、地域特性や人口および財政状況など将来を見据えた市域全体

での適正配置と規模の最適化に取り組みます。また、市民生活の変化に応じた公共施設の新たな活用方策について検討し、施設の複合化・多機能化・戦略的配置を進めます。その他、市有施設・土地について、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえて柔軟に他用途への転用や機能追加ができるしくみづくりを行います。

【取組事項】

- ・施設の状況把握（施設カルテ整備、固定資産台帳整備、建物劣化診断実施など）
- ・施設の有効活用（特定施設の指定及び有効活用方策策定、各施設の中長期保全計画作成など）
- ・資産活用方策の検討（施設総量の削減目標設定、民間との連携方策検討など）
- ・未利用財産の有効活用（売却、貸付、使用許可、民間提案）
- ・用途転用等のしくみづくり

◆ 目 標 ◆

- 窓口の開庁日拡大 平成 29 年 1 月実施
- 建物劣化診断の実施と中長期保全計画作成 平成 29 年度中に全施設
- 公共施設等総合管理計画策定 平成 28 年度(基本計画) 29 年度(実施計画)
- PPP/PFI の運用方針の策定 (平成 28 年度中)

(3) 持続可能な財政基盤の構築

少子・高齢化の進行などにより、今後長期的には税収が減少することが見込まれる一方、社会保障関係経費の増加(医療介護分野における給付増、子育て支援施策の充実など)、市有施設の老朽化への対応など、市が求められる課題は複雑化・高度化しています。限られた財源のなかで、このような中長期的な財政課題に対応していくためには、国の地方財政にかかる動向を注視しつつ、財政状況を的確に把握するとともに、従前の財政運営の健全化などの取組みの強化に加え、新たな取組みを行い、財政構造のさらなる改善と持続可能な財政基盤を構築します。

① 効果的な資源配分

一般財源の増を伴う事業を行う場合には、歳入確保または歳出削減の取組みにより、それに見合う財源を創出することを基本とします。また同時に、現行事業のより効果的・効率的なあり方を検討し、資源配分の最適化を図ります。

【取組事項】

- ・スクラップ・アンド・ビルドによる財源創出（本市独自の新規拡充施策の財源は既存の施策・事業の見直しにより創出）

② 歳入確保の推進

「歳入確保に係る基本方針」※に基づき、「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点から、継続的な取組みはもちろんのこと、これまでの取組みに一工夫を加えて、さらなる歳入確保の効果を創出していく視点を取り入れていきます。また、取組みにおいては、人件費を含めたコストを注視し、費用対効果のバランスを図ります。

※平成 24 年度から平成 32 年度までの 9 年間を取組期間とし、「既存の歳入の確保」「新たな歳入の創出」「歳入の源泉の涵養」の三つの観点から、歳入確保にかかる取組みの方向性を示したもの（平成 24 年 7 月策定、平成 27 年度中間総括及び見直し）

【取組事項】

- ・ 課税・賦課の強化、徴収実績の向上
- ・ 公の施設の使用料および手数料に係る受益者負担の適正化
- ・ 寄附金収入の拡大
- ・ 施設総量の削減目標設定、未利用財産の売却
- ・ 市有資産の貸付・有料広告の実施

③ 歳出の最適化

「社会保障関係経費に関する基本的な考え方」※や平成 28 年度中に策定予定の「公共施設等総合管理計画」に基づく取組みを推進するとともに、取組みの優先順位付けや資源配分を行い、全体最適を図りながら、効果的・効率的な施策の展開へとつなげます。

※今後も増大する社会保障関係経費について、社会保障サービスの提供を持続可能なものにするため、資源配分の最適化、財源の創出および歳出抑制に係る本市の基本的な考え方を明らかにしたもの（平成 27 年 10 月策定）

【取組事項】

- ・ 社会保障サービスの見直し、サービスに係る負担の見直し
- ・ 「(1) 連携・協働の推進」(P.19) にかかる取組み
- ・ 固定資産台帳整備、施設総量の削減目標設定（再掲）
- ・ 特定施設の見直し

④ 健全な財政運営の推進

新地方公会計制度などを活用し、様々な角度から財政状況を把握するとともに、地方財政にかかる「見える化」を推進します。

【取組事項】

- ・ 新地方公会計制度に基づく財務書類の活用
- ・ 財政運営上の数値目標の設定
- ・ 基金の計画的な積立と取崩し
- ・ 公共施設等総合管理計画と連動した建設事業債残高の管理

⑤ 公営企業における健全な経営の推進

低廉かつ良質なサービスを安定的に提供するため、経営計画などに基づき、より効果的・効率的な事業運営を推進します。

【取組事項】

- ・ 中長期的な経営計画の策定（見直し）とそれに基づく経営基盤の強化
- ・ 収益の確保
- ・ 民間資源の効果的・効率的な活用

◆ 目 標 ◆

- 経常収支比率 決算ベースで中核市平均程度(H26 年度基準で 90.4%)
- 財政調整基金の積立 標準財政規模(臨時財政対策債含む)の 5.5%の積立残高を確保(H26 年度基準で約 45 億円)
- プライマリーバランス 黒字基調
- 市税収納率 97%
(現年度分:99.0%、滞納繰越分:30.0%、全体:97.0%)

(4) 人・組織づくり

総合計画や基本政策、総合戦略の実現や行政が対応すべき課題などに柔軟に対応する簡素で効率的な執行体制を構築するとともに、複雑化する行政課題に対応できるよう、行財政運営基盤を支える職員の育成に計画的に取り組めます。また、より効果的・効率的にサービスを提供していくため、柔軟な発想で事務事業や仕事のやり方の見直しに取り組む組織風土づくりを進めます。

① 多様な人材確保・人事給与制度の充実

「人材育成基本方針」に基づき、「めざすべき職員」（市民視点、未来志向、チームプレーで質の高い市民サービスの提供をめざす職員）の資質をもった人材を確保し、多様な職務経験を通じた能力開発に努めます。また、公正・公平な人事評価を行うことにより、職員の能力を最大限に引き出し、成長を促進する長期的な視野に立った人事給与制度づくりを進めます。

【取組事項】

- ・ 意欲を引き出す人事給与制度の実施（人事評価の給与等への反映など）
- ・ キャリア形成を推進するためのしくみづくり
- ・ 多様な人材確保のためのしくみづくり

② 人材育成の推進

職員が組織目標の達成に向けて、「めざすべき職員」に必要な能力や資質を磨く主体的な取組みを職場による育成と人事・研修制度等の連携により促進し、効果的・効率的な組織運営を実現するマネジメント力や多様な主体と協働を進める調整力、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する政策形成力などを高めます。また、職員がその能力を発揮していきいきと働くことができるようワーク・ライフ・バランスを推進し、組織力の強化につなげます。

【取組事項】

- ・ 職場での実践につながる職員の基礎力強化
- ・ 管理・監督職員のマネジメント力向上の支援
- ・ 各職場の目標達成や課題解決に応じた職場研修実施の支援
- ・ 職員1人あたりの時間外勤務時間数の縮減
- ・ 計画的な有給休暇取得促進

③ 簡素で効率的な執行体制の構築など

限られた人財を有効に活用し、市民の暮らしを支える行政サービスを安定的に提供するため、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に、簡素で効率的な執行体制を構築することにより、総職員数ベースでの適正化および人件費の適正化を進めます。また、各部局において、この方針に示す「基本方針」および「取組みの方向性と目標」を踏まえ、組織目標を設定するものとします。

【取組事項】

- ・ 職員総数の適正な管理
- ・ 総人件費の適正な管理
- ・ この方針と組織目標との連動

④ 組織体制の見直し

新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、市民にわかりやすい簡素で効率的な執行体制をめざし、必要に応じて組織機構の見直しを行います。また、行政課題に応じて関係する部局や職員が柔軟に連携し、より大きな力を発揮することにより事業効果を向上させます。

【取組事項】

- ・ 安定的にサービスを提供し、分かりやすく、簡素で効率的な組織体制の整備
- ・ 業務の特性や内容に応じた実施体制の最適化
- ・ 出張所機能の見直し
- ・ 組織横断的な課題対応に向けた庁内体制づくり

◆ 目 標 ◆

- 市民 1 万人あたり常勤職員数(普通会計) 中核市平均程度(61.12 人)
 - 組織数(部・課・係) 現行の組織数の範囲内
 - スタッフ職数(係長級以上) 平成 28 年度の設置数以下
 - 人件費の経常収支比率内訳 27.0%(H26=29.8%)
- ※目標到達はすべて平成 32 年度
※組織数等は既存業務ベース

- この方針の目標については、毎年度作成する単年度の行財政運営方針において進捗状況とあわせ進行管理します。
- 具体的な施策・事務事業の進行管理については、毎年度、政策評価・事務事業評価のなかで行います。
- 社会経済情勢の変化および施策の推進の状況により、適宜、この方針の見直しを行います。

●中期収支見通しの考え方

平成 29 年度から平成 32 年度までの中期収支見通しの作成にあたっては、現在行われている各事業の将来推計や今後行われることが明らかな建設事業費を概算で算出し盛り込むなど、歳入・歳出について見込まれる増減を可能な限り反映しています。

歳入の多くを占める市税や譲与税・交付金などは社会経済情勢に左右され、その影響額も大きいいため、景気動向によって歳入金額が大きく変動することがあります（その場合は収支を均衡させるために歳出金額についても大幅な見直しが必要です）。また、消費税については 10%への引上げの 2 年半先送りに伴い、平成 31 年 10 月に引き上げられるものとして見込んでいます。

収支見通しの修正は、毎年度作成する単年度の行財政運営方針において新たな見直しを掲載することにより対応します。

●収支見直しにかかる課題について

今後の財政運営上の大きな課題としては、少子高齢化などに伴う社会保障関係経費の増大、市有施設の老朽化対策、自主財源の確保などが挙げられます。中長期的に健全な財政運営を進めるためには、これらの課題に対し、考え方を明確化して的確に対応することが重要です。

平成32年度までの収支見直し（次表）は収支の均衡が保たれてはいるものの、従来から取り組んでいる「特定事業の見直し」の進捗による効果、「社会保障関係経費に係る基本的な考え方」に沿った社会保障関係経費の増大への対応、市有施設の老朽化対策等にかかる普通建設事業費においても抑制、これらの歳出削減効果額を盛り込んだものとなっています。収支見直しはこれらの取組みの成果を前提としており、今後において、それぞれの課題を着実に推進することが必須です。

しかし、これらの取組みを行って、なお財源不足が見込まれるため、財政調整基金や公共施設等整備基金からの繰入金により収支を維持しています。このことにより、財政調整基金は積立目標には及ばず、公共施設等整備基金は平成 32 年度にほぼ底をつく見込みです。また、市有施設の老朽化対策はこれからの 20 年間でピークであることから、長期的なプライマリーバランスの悪化傾向はしばらく続くものと考えられますが、これをくい止めるためには、施設の適正配置や規模の適正化など施設総量の削減が不可欠です。新たな行政課題に対し迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き歳入の確保を図るとともに、各部局においてスクラップ・アンド・ビルドによる財源創出を徹底することが必要です。そうした取組みにより、資産と負債の両面から財務内容の健全化を図り、中長期的に持続可能な行財政基盤を確立します。

●収支見通し（普通会計）【平成29年度から平成32年度まで】

（単位：百万円）

	平成28年度 予算	平成29年度 見込	平成30年度 見込	平成31年度 見込	平成32年度 見込
市税	66,803	67,323	66,471	66,822	67,027
譲与税・交付金等	13,005	12,903	13,839	13,957	15,823
地方交付税	5,650	5,220	5,410	5,432	4,970
国・府支出金	40,980	40,592	41,167	43,546	43,144
市債	11,121	9,776	10,186	10,635	10,498
繰入金	4,024	3,695	1,534	597	418
その他歳入	7,548	7,426	7,470	7,427	7,477
歳入合計	149,131	146,934	146,076	148,416	149,357
人件費	27,984	27,063	26,885	26,336	26,373
扶助費	47,061	46,846	48,542	49,721	50,212
公債費	11,241	11,543	11,378	11,000	10,698
普通建設事業費	15,210	13,965	11,565	13,173	13,781
物件費	18,246	18,075	17,904	18,096	17,620
補助費等	13,014	13,460	13,943	13,852	13,552
積立金	144	100	100	100	100
繰出金	14,811	14,537	14,363	14,693	15,525
その他歳出	1,420	1,346	1,396	1,446	1,496
歳出合計	149,131	146,934	146,076	148,416	149,357
歳入歳出差引(単年度収支)	0	0	0	0	0
実質収支	0	0	0	0	0
プライマリーバランス	579	1,631	1,034	▲ 453	▲ 2,045
市債残高	91,134	88,613	88,105	87,448	87,854
基金残高	9,302	5,366	4,090	3,599	3,299

※ それぞれの数値で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※ 「平成28年度予算」「平成29年度～平成32年度の見込み」におけるプライマリーバランスは(元金償還額－市債発行額)で算出しています。

目標

経常収支比率(%)	(94.8)	93.0	92.0	91.0	90.4
-----------	--------	------	------	------	------

※ 平成28年度は予算ベースの確定値、平成29年度以降の経常収支比率は決算ベースで示しています。

※ 平成32年度の数値は目標としている中核市平均の直近の決算数値(平成26年度決算)です。

●収支見通しの前提条件について

【歳入】

● 市税

景気の動向や、平成 32 年度までの税制改正の影響を反映させていますが、平成 30 年度は固定資産の評価替えにより、減少する見込みです。

● 譲与税・交付金等

地方消費税交付金は、消費税率及び地方消費税率は平成 31 年 10 月から 10%に引き上げられると見込んでいます。

● 地方交付税

平成 28 年度算定をベースに地方税等の一般財源や公債費の増減に合わせて見込んでいます。

● 市債

普通建設事業の進捗にあわせ、プライマリーバランスや後年度の公債費負担を考慮しながら、市債を発行する見込みとしています。

● 繰入金

普通建設事業の進捗等にあわせて基金からの繰入金を活用し、収支の均衡を図る見込みとしています。

【歳出】

● 人件費

今後も特定事業をはじめとする事業・業務の見直しや、人事給与制度の見直しなどにより、引き続き人件費の適正化を図ることとしています。

● 扶助費

少子・高齢化社会などに伴う社会保障関係経費の増加が見込まれます。既存事業を見直しながら、長期的には社会保障関係分野の施策・事業の有効性を向上させることにより、健康寿命の延長や就労の促進などにつなげることで、伸び率の緩和を図ることとしています。

● 繰出金

国民健康保険事業、介護保険事業特別会計の繰出金について、制度変更による公費負担による増を見込んでいます。

● 普通建設事業費

スポーツ施設の整備や（仮称）第 2 学校給食センター、私立認定こども園整備などの事業費を個別に見込んでいます。

● 物件費

定期的予防接種や窓口業務の委託など個別の増減要因を考慮しながら見込んでいますが、今後も一層の経費の縮減を図ることとしています。

● 補助費等

企業会計・一部事務組合に対する補助金や負担金も計上されていますが、企業会計・一部事務組合についても一般会計と同様、一層の健全運営の持続を図ることとしています。

中期行財政運営方針
～未来につなぐ行財政運営の基盤づくり～

平成 28 年（2016 年）7 月

豊中市総務部行政総務課
（問合せ） 6858-2047